

セゾン自動車火災の 現状2011

セゾン自動車火災保険株式会社

ご挨拶

日頃より、格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

当社は、2002年に損害保険ジャパン・クレディセゾンとの間で包括的な業務提携を締結しました。三社が連携し、お客様一人ひとりに納得感を持って選んでいただける、「オンラインの保険会社」を目指しています。

その達成に向けて、2011年3月から通販型自動車保険「おとの自動車保険」の契約を開始しました。この商品は、「保険選びに納得したい“おとな”的なお客様に対して、『ちょうどいい』を実現できる。」ことをコンセプトとして開発しました。お客様にご納得いただくために、事故の発生率に合わせた“1歳刻み”的保険料率設定や、車両や人身傷害などにおいて補償範囲を選べることが特長です。

また、お客様のライフスタイルやニーズに合わせ、必要なときに必要な形で最適なサポートを目指し、インターネット・モバイルサイトによる情報提供サービス、コールセンターによるサポートサービスならびに営業社員による地域密着の対面対応サービスや、損害保険ジャパンとも連携した万全な事故対応サービスを行う体制をご用意しています。

引き続き、常にお客様と“直接”接することによってこそ出来る、品質の高いサービスを追求していく所存です。

今後とも皆様方の一層のご支援、ご愛顧を賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。



代表取締役社長 望月 純

目 次

代表的な経営指標	P2
ブランドメッセージ	P4
トピックス	P5
I. 会社の概要及び組織	
沿革	P8
事業の内容	P8
組織の状況	P9
株式・株主の状況	P10
役員の状況	P12
従業員の状況	P15
II. 業務のご案内	
保険募集	P18
取扱商品	P22
新商品の開発・料率の改定状況	P25
お客様相談室のご紹介	P26
損害保険業界関連の紛争解決機関のご案内	P26
保険の仕組み	P27
約款について	P27
保険料について	P28
保険金のお支払い	P29
III. 業務に関する事項	
IV. 保険会社の運営	P55
V. 財産の状況	P65
VI. 付録	P93

※本誌は、保険業法第111条および同施行規則第59条の2に基づいて作成したディスクロージャー資料です。

代表的な経営指標

1. 最近5事業年度に係る主要な経営指標等の推移

(単位:百万円)

年 度 区 分	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度
正味収入保険料 (対前期増減率)	13,778 (△6.5%)	13,250 (△3.8%)	13,251 (0.0%)	13,862 (4.6%)	14,294 (3.1%)
正味損害率	56.0%	61.8%	60.6%	60.0%	59.7%
正味事業費率	40.0%	40.2%	41.5%	43.4%	49.5%
保険引受利益	△50	443	△207	△861	△2,369
経常利益	357	891	△483	△768	△2,307
当期純利益	390	1,352	△1,785	△797	△2,325
保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率(ソルベンシー・マージン比率)	980.6%	1,173.9%	818.9%	1,945.3%	1,677.2%
総資産額	27,698	27,050	24,460	34,342	33,049
純資産額	5,030	5,699	3,279	12,831	10,439
その他有価証券評価差額金	1,268	584	△50	299	231
リスク管理債権	—	—	—	—	—

(注) 金額は、記載単位未満を切り捨てて表示しています。割合(%)は、小数第2位を四捨五入して第1位まで表示しています。

フロ一面

①正味収入保険料

損害保険会社の売上規模を示す指標の1つであり、元受正味保険料から再保険に要した保険料と積立型保険の満期返戻金の原資となる積立保険料を加減したものです。

当社の2010年度正味収入保険料は、前年度に対して3.1%増加し、14,294百万円となりました。

③正味事業費率

保険会社の経営効率を示す指標の1つであり、正味収入保険料に対する事業費の割合をいいます。なお、事業費は、諸手数料及び集金費(元受保険に係る代理店手数料や集金費等と再保険契約に係る再保険手数料からなります)および保険引受に係る営業費及び一般管理費の合計です。当社の2010年度正味事業費率は49.5%と対前年度比で6.1ポイント上昇しました。

②正味損害率

保険会社の経営分析や保険料率の算出に用いられる指標の1つであり、通常は支払った保険金(正味支払保険金)に損害調査費(保険会社の損害調査関係の業務に要した経費)を加えて保険料(正味収入保険料)で除した割合を指しています。

当社の2010年度正味損害率は59.7%と対前年度比0.3ポイント低下しました。

④保険引受利益

保険会社の本来業務である保険の引受による利益を表す指標です。保険引受収益から保険引受費用、保険引受に係る営業費及び一般管理費を控除しその他収支を加減して求めます。当社の2010年度保険引受利益は、対前年比1,507百万円悪化し、△2,369百万円となりました。

⑤ 経 常 利 益

保険会社の本来の事業活動である保険引受や資産運用などによる利益をいい、保険引受利益から資産運用収益・費用、その他経常損益、営業費及び一般管理費を加減して求めます。当社の2010年度経常利益は対前年比1,538百万円悪化し、△2,307百万円となりました。

⑥ 当 期 純 利 益

保険会社の最終的な利益をいい、経常利益から特別損益を加減し、法人税、住民税ならびに法人税等調整額(税効果会計による調整)を加減して算出します。

2010年度の当期純利益は、対前年比1,527百万円悪化し、△2,325百万円となりました。

ス ト ッ ク 面

⑦ 総 資 産 額

総資産とは企業が保有する現金、有価証券、貸付金、不動産等の総額をいい、貸借対照表の資産の部の合計を示します。

2010年度末における当社の総資産は33,049百万円となっており、資産運用収益の源泉となる運用資産が総資産の86.2%を、内、有価証券が69.9%を占めています。

⑧ 純 資 産 額

純資産とは、貸借対照表上の株主資本にあたるもので、資本金、資本準備金、利益準備金などで構成されています。損害保険会社は、保険金支払い能力を維持するために、十分な純資産を保持しておく必要があります。

2010年度末における当社の純資産額は10,439百万円となっており、総資産に占める純資産の割合は31.6%となっております。

⑨ そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金

当社は、2000年度(平成12年度)から金融商品にかかる会計基準を適用し、保有する有価証券を「売買目的有価証券」「満期保有目的債券」「子会社・関連会社株式」「その他有価証券」の4つに分類し、その大部分を占める時価のある「その他有価証券」について時価法を適用しています。

「その他有価証券評価差額金」とは、この「その他有価証券」の時価と取得原価(含む償却原価)との差額から税効果相当額を控除した金額が「資本の部」に計上されています。2010年度末における当社のその他有価証券評価差額は231百万円となっております。

⑩ リスク管理債権(不良債権の状況)

当社は保有する資産について、回収についての危険性や価値が毀損する危険性を検討して、資産を分類(自己査定)し、その結果にしたがって、償却・貸倒引当金の計上などを実施し、資産の健全性を確保しています。

貸付金については、回収に懸念のある貸付先について、リスク管理債権としてその危険度に応じて「破綻先債権」「延滞債権」「3ヶ月以上延滞債権」「貸付条件緩和債権」に区分して管理しています。

2010年度末時点においてリスク管理債権はありません。(詳しくは84ページをご参照ください。)

⑪ ソルベンシー・マージン比率

損害保険会社は、保険事故発生の際の保険金支払や積立型保険の満期返戻金支払等に備えて準備金を積み立てていますが、巨大災害の発生や、損害保険会社が保有する資産の大幅な価格下落等、通常の予測を超える危険が発生した場合でも、十分な支払能力を保持しておく必要があります。

この「通常の予測を超える危険」に対して「損害保険会社が保有している資本・準備金等の支払余力」の割合を示す指標として、保険業法等に基づき計算されたのが、「ソルベンシー・マージン比率」です。

ソルベンシー・マージン比率は、行政当局が保険会社を監督する際に、経営の健全性を判断するために活用する指標のひとつですが、その数値が200%以上であれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされています。

2010年度末における当社のソルベンシー・マージン比率は1,677.2%と十分な支払余力を有しています。(詳しくは86ページをご参照ください。)

めざす企業像

わたしたちは、お客様にとって、
独創的で革新的な商品や、
必要なときに必要な形で最適なサポートを、
お客様とわたしたちが“直接”接することでご提供し、
お客様一人ひとりに**納得感**を持って選んでいただける、
オンリーワンの保険会社をめざします。

行動目標

わたしたちは、お客様から次のように言っていただける、
公正・誠実を尽くす人財集団になることをめざします。

**自分のことを
一番よく分かっていてくれる保険会社**

**自分のための最適商品を選ぶために
必要十分な相談に乗ってくれる保険会社**

**自分のための最適な事故対応サービスを
提供してくれる保険会社**

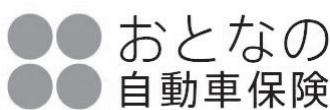
トピックス

1. 通販型自動車保険「おとの自動車保険」・営業社員販売用自動車保険「APS⁺(プラス)」を発売

2011年3月から、通信販売専用の自動車保険『おとの自動車保険』の契約を開始しました。本商品は、「保険選びに納得したい“おとな”的い』を実現できる。」ことをコンセプトとして開発しました。主に運転される方の年齢にあわせた“1歳きざみ”の保険料体系を採用し、事故の少ない40歳代から50歳代のお客様が割安な保険料となっています。また、業界最高水準のインターネット割引(注)や証券不要割引を用意し、さらにリーズナブルな設定を可能としています。補償面では、基本補償(「対人賠償」「対物賠償」「無保険車傷害」)は全て無制限のみとし、車両保険や人身傷害保険などにおいては、お客様が補償を選択できることが特長です。

(注)2011年6月当社調べ、自動車保険に関するインターネット割引

同時に、運転者年齢に応じた「納得感のある保険料」、「充実の補償」ラインナップにより、営業社員が対面販売を通じたきめ細かなコンサルティングを通じ、お客様に最適な補償をご提供できることを特長とした、対面販売用自動車保険『APS⁺(プラス)』の契約を開始しました。



2. 公式ホームページをリニューアル

2011年1月に、公式ホームページを全面リニューアルしました。新しいホームページでは、お客様から納得感をもって選んでいただける保険会社になることを目指して、保険商品ならびに保険商品に関する情報はもちろん、会社自体についてももっと知りたいとするよう、情報の充実につとめました。また、自動車保険などにおいて機能の改善を図りました。今後とも、お客様からいただく声を活かして、より分かりやすく見やすい、そして使いやすいホームページに進化させるべく、さらに情報の拡充や改善に努めてまいります。

【主な変更点】

- ・『お客様一人ひとりの納得感』を目指して』ページでは、お客様と直接間接に接する当社各部門の担当業務についてご紹介しています。
- ・「採用情報」ページでは、人事・採用担当者や若手社員の生の声を掲載しています。
- ・「おとの自動車保険」サイトでは、実際の事故の事例や事故対応の流れを掲載したほか、個人情報を入力することなくお客様が必要な補償を選択できる「保険料見積もりサイト」や、見積もり履歴を保存・確認できる「マイページ」の機能を新たに設けています。
- ・「じぶんでもらえる火災保険」のサイトでは、「火災保険の基礎知識」「火災保険の知恵袋」などを新設し、「よくある質問」などとともに「えらび方のコツ」としてまとめ、掲載しました。また、「えらび方のコツ」において、項目一つひとつにお客様からご意見ご感想をお寄せいただくことができる機能を追加しました。さらに、申込み手続の流れをご説明した「お申込みについて」を新設しました。

公式ホームページアドレス:<http://www.ins-saison.co.jp/>

I . 会社の概要及び組織

沿革

1982年	9月 オールステート自動車・火災保険株式会社(当社の前身)設立 10月 損害保険事業免許取得
1983年	4月 営業開始
1984年	10月 西武流通グループ(現セゾングループ)4社が資本参加し、業界初の日米合弁会社に
1997年	11月 株主の変更、米国オールステート保険会社との合弁関係を再構築 (株)クレディセゾンおよびその関連会社(株)セゾンファンデックスが出資
1998年	4月 「セゾン自動車火災保険株式会社」に社名変更 12月 国内損保初のリスク細分型自動車保険『セゾン自動車総合保険』を発売
1999年	7月 暮らしの総合保険『あんしんチョイス』を発売
2002年	5月 (株)クレディセゾン・安田火災海上保険(株)(現(株)損害保険ジャパン)と包括業務提携 12月 (株)損害保険ジャパン商品の募集代理を開始
2003年	3月 新セゾン自動車総合保険を発売 4月 (株)損害保険ジャパンが2万株(27.7%)を取得し、筆頭株主に
2004年	10月 セゾンカード会員向け専用保険『Super Value Plus』を発売 4月 総合補償型医療保険『安心アラカルト』を発売
2005年	10月 家庭保険基本特約付帯セゾン新火災保険『福は家(ふくはうち)』を発売 2月 傷害総合保険特約付普通傷害保険、家族傷害総合保険特約付家族傷害保険 『身の用心(みのようじん)』を発売
2008年	4月 AIGエジソン生命保険(株)の生命保険商品に係る募集代理を開始
2009年	10月 組立式火災保険『じぶんでえらべる火災保険』を発売 4月 「シンプル」「わかりやすい」をコンセプトに自動車保険を改定
2010年	7月 (株)損害保険ジャパンが過半数の株式を取得し、当社は同社の連結子会社に 3月 (株)損害保険ジャパンを引受先とする第三者割当増資(100億円)を実施
2011年	3月 通信販売専用の自動車保険『おとなの自動車保険』、対面販売用自動車保険『APS ⁺ (プラス)』を販売

事業の内容

1. 自動車、自動車損害賠償責任、火災、傷害、賠償責任、海上、運送、航空、盜難、ガラス、労働者災害補償責任、機械、建設工事、原子力、動産総合、費用利益の各保険事業
2. 前項の各保険の再保険事業
3. 資産運用業務
4. 他の保険会社の保険業に係る業務の代理又は事務の代行
5. 政府の委託による自動車損害賠償保障事業に係る業務

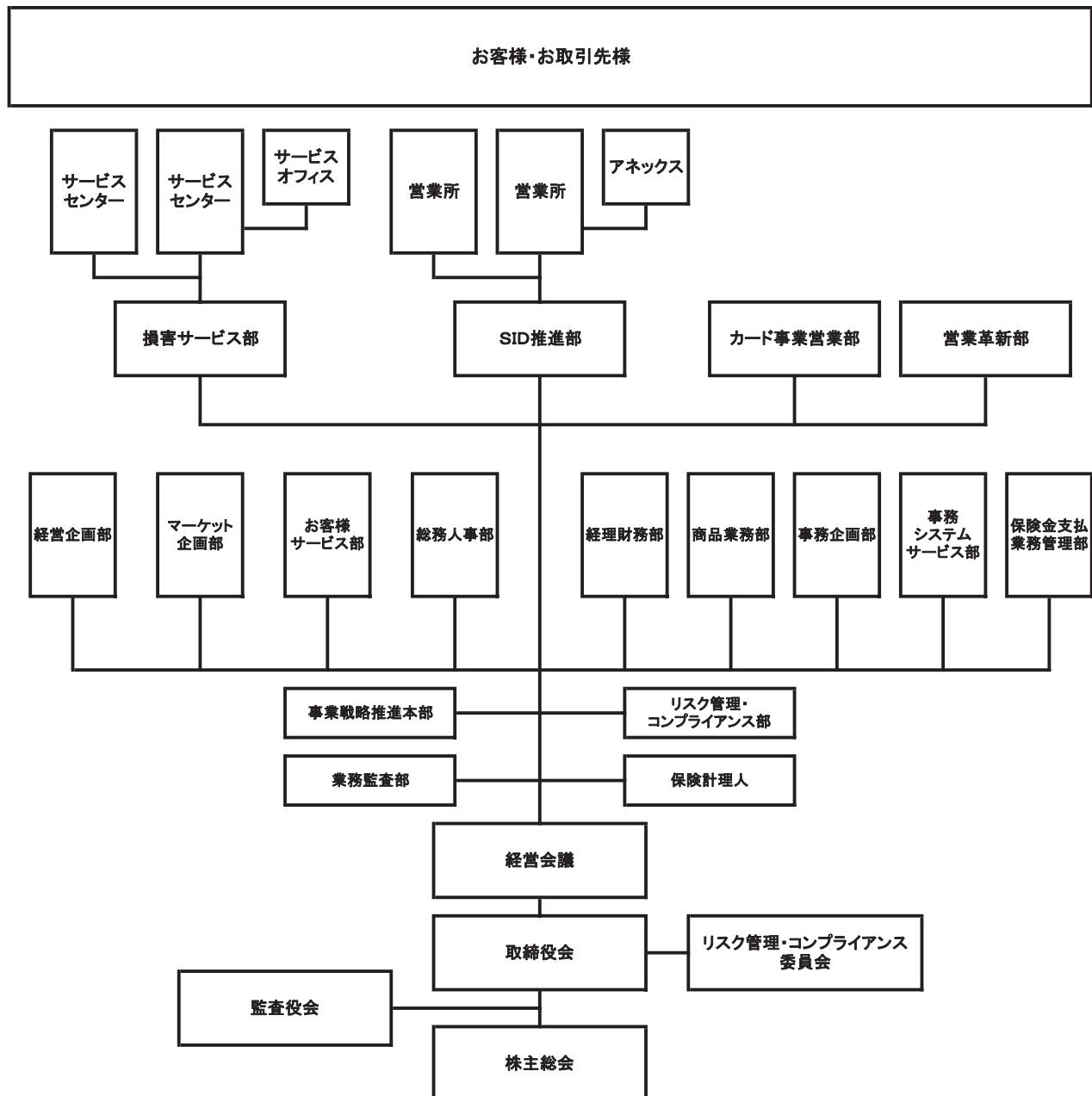
関連会社

該当ありません。

組織の状況

組織図(2011年7月1日現在)

本社業務部門(11部)、事故対応を行う損害サービス部門、営業部門(3部)で構成されています。



※SIDはセゾン・インシュアランス・デザイナーの略

株式・株主の状況

1. 発行株式の概況

当社の発行する株式は、全て普通株式で、2011年7月1日現在、授権株式数は500,000株、発行済株式数は181,370株、資本金は86億1千万円です。

2. 基本事項

決 算 期 日	毎年3月31日
定 時 株 主 総 会	毎年4月1日から4ヶ月以内に開催
公 告 掲 載 紙	日本経済新聞
	なお、決算公告に代えて、貸借対照表及び損益計算書を当社ホームページ (http://www.ins-saison.co.jp/)に掲載しています。

3. 株主分布状況

(1) 所有者別状況

区 分	株 主 数	所 有 株 式 数	発行済株式総数に対する割合
政府及び地方公共団体	人	千株	%
金 融 機 関	1	155	85.6
證 券 会 社	-	-	-
そ の 他 国 内 法 人	2	26	14.4
外 国 法 人 等	-	-	-
(う ち 個 人)	(-)	(-)	(-)
個 人 ・ そ の 他	-	-	-
合 計	3	181	100.0

(2) 地域別状況

区 分	株主数	株主総数に対する割合	株式数	発行済株式総数に対する割合
北 海 道	人	%	千株	%
北 東 関	-	-	-	-
中 近 中	3	100.0	181	100.0
四 九 外	-	-	-	-
合 計	3	100.0	181	100.0

(3) 所有者別状況

区 分	10万株以上	5万株以上 10万株未満	1万株以上 5万株未満	5千株以上 1万株未満	1千株以上 5千株未満	合計
株 主 数	1	-	2	-	-	3人
株 主 総 数 に 對する割合	33.3	-	66.7	-	-	100.0%
所 有 株 式 数	155	-	26	-	-	181千株
発行済株式総数 に対する割合	85.6	-	14.4	-	-	100.0%

4. 大株主の状況

(2011年7月1日現在)

氏名または名称	住所	所有株式数	発行済株式総数に対する所有株式数の割合
株式会社損害保険ジャパン	東京都新宿区西新宿 一丁目26番1号	千株 155	% 85.6
株式会社クレディセゾン	東京都豊島区東池袋 三丁目1番1号	14	7.7
株式会社セゾンファンデックス	東京都豊島区東池袋 三丁目1番1号	12	6.7
合 計		181	100.0

5. 会社設立以降の資本金の推移

年 月 日	増減資額	増減資後資本金	摘要
1982年 9月22日	- 百万円	5,000百万円	設 立
1984年10月 1日	5,000百万円	10,000百万円	有償第三者割当
1998年10月30日	△7,500百万円	2,500百万円	資 本 減 少
1998年12月 5日	1,110百万円	3,610百万円	有償第三者割当
2010年 3月19日	5,000百万円	8,610百万円	有償第三者割当

6. 最近の新株式発行状況

種 類	発行年月日	発行株式数	摘要
普 通 株 式	2010年3月19日	109千株	有償第三者割当

7. 株主総会議案等

(1) 臨時株主総会が、2011年3月24日(木) 東京都豊島区東池袋三丁目1番1号サンシャイン60ビル40階会議室にて開催されました。決議事項は以下のとおりです。

決 議 事 項**第1号議案****取締役4名選任の件**

本件は原案のとおり承認可決され、取締役に花舛義典、岩瀬健、渡邊美彦、山下昌宏の4氏が選任され、それぞれ就任いたしました。
なお、山下昌宏氏は社外取締役であります。

(2) 第29回定時株主総会が、2011年6月29日(水) 東京都豊島区東池袋三丁目1番1号サンシャイン60ビル40階会議室にて開催されました。報告事項ならびに決議事項は以下のとおりです。

報 告 事 項**第29期[2010年度(2010年4月1日から2011年3月31日まで)]事業報告及び計算書類報告の件**

上記事業報告、計算書類の内容を報告いたしました。

決 議 事 項**第1号議案****取締役9名選任の件**

本件は原案のとおり承認可決され、取締役に望月純、田中尉元、竹山洋児、花舛義典、岩瀬健、渡邊美彦、前川輝之、山下昌宏、濱隆司の9氏が選任され、それぞれ就任いたしました。
なお、前川輝之、山下昌宏および濱隆司の3氏は、社外取締役であります。

役員の状況

(2011年7月1日現在)

役名及び職名	氏名 (生年月日)	略歴及び他の会社の代表状況			
代表取締役社長	もち づき じゅん 望 月 純 1952年1月5日生	1974年 10月 安田火災海上保険株式会社入社 (現 株式会社損害保険ジャパン) 1997年 4月 同社 経理部長 2002年 4月 同社 経理部長兼会計部長 2002年 6月 同社 経理部長兼会計部長兼情報システム部長 2002年 7月 株式会社損害保険ジャパン 情報システム部長 2003年 4月 同社 事務・IT企画部長 2004年 4月 同社 執行役員兼事務・IT企画部長 2005年 1月 同社 執行役員兼IT企画部長 2005年 4月 同社 常務執行役員 2005年 6月 同社 取締役常務執行役員 2007年 4月 同社 取締役専務執行役員 2009年 4月 当社 代表取締役社長			
取締役執行役員 リスク管理・ コンプライアンス部 保険金支払業務 管理部 〔 総務人事部長 〕	たなか やす もと 田 中 尉 元 1956年2月1日生	1978年 4月 AFIA日本支社入社 1983年 1月 オールステート保険会社日本支社入社 1997年 1月 当社 総務部長 1998年 4月 当社 総務人事グループ部長 1999年 6月 当社 取締役 2000年 6月 当社 取締役執行役員			
取締役執行役員 経営企画部 マーケット企画部 〔 商品業務部長 〕	たけ やま よう じ 竹 山 洋 児 1956年6月9日生	1981年 4月 安田火災海上保険株式会社入社 (現 株式会社損害保険ジャパン) 2006年 4月 株式会社損害保険ジャパン 個人商品業務部長 2008年 4月 当社 執行役員商品業務部長 2008年 6月 当社 取締役執行役員			
取締役執行役員 損害サービス部	はな ます よし のり 花 桦 義 典 1958年6月9日生	1982年 4月 安田火災海上保険株式会社入社 (現 株式会社損害保険ジャパン) 1998年 4月 同社 秋田支店営業第二課長 2001年 10月 同社 自動車業務開発部企画収支グループ課長 2006年 4月 株式会社損害保険ジャパン 販売企画部(兼)コンプライアンス部担当部長 2007年 4月 損保ジャパンDC証券株式会社 取締役お客様サービス部長 2010年 4月 株式会社損害保険ジャパン 金融機関推進部長 2011年 4月 当社 取締役執行役員			
取締役執行役員 〔 営業革新部長 〕	いわせ たけし 岩瀬 健 1963年10月15日生	1986年 4月 安田火災海上保険株式会社入社 (現 株式会社損害保険ジャパン) 2002年 7月 株式会社損害保険ジャパン 東京公務開発部東京公務課長 2007年 4月 同社 本店営業第四部第二課長 2011年 4月 当社 取締役執行役員			

役名及び職名	氏名 (生年月日)	略歴及び他の会社の代表状況			
取締役執行役員 〔 カード事業 営業部長 〕	わた なべ よし ひこ 渡邊 美彦 1961年10月28日生	1984年 4月 株式会社西武クレジット入社 (現 株式会社クレディセゾン) 2001年 2月 株式会社クレディセゾン 西東京支店長 2003年 3月 同社 中四国支店長 2007年 7月 株式会社アトリウム 業務管理部長 2011年 3月 当社 執行役員カード事業営業部長 2011年 4月 当社 取締役執行役員			
取締役	まえ かわ てる ゆき 前川 輝之 1942年1月24日生	1964年 3月 株式会社緑屋入社(現 株式会社クレディセゾン) 1983年 9月 同社 営業企画部長 1989年 10月 同社 営業一部長(兼)東京営業所長 1991年 6月 同社 取締役 1998年 4月 同社 常務取締役 2001年 2月 同社 専務取締役 2002年 6月 同社 代表取締役専務 2002年 6月 当社 取締役 2005年 4月 株式会社クレディセゾン 代表取締役副社長(現任)			
取締役	やま した まさ ひろ 山下 昌宏 1958年3月5日生	1981年 4月 株式会社西武クレジット入社 (現 株式会社クレディセゾン) 1997年 10月 株式会社クレディセゾン 東海営業所長 1999年 2月 同社 北関東支店長 2002年 2月 同社 営業企画部長 2003年 9月 同社 カード部長 2005年 3月 同社 営業計画部長 2009年 4月 同社 ソリューション三部長 2010年 6月 同社 取締役 2011年 3月 同社 取締役カード事業部長(現任) 2011年 4月 当社 取締役			
取締役	はま たか し 濱 隆司 1960年1月17日生	1983年 4月 安田火災海上保険株式会社入社 (現 株式会社損害保険ジャパン) 1998年 10月 同社 大阪自動車営業第一部第二課長 2004年 4月 株式会社損害保険ジャパン 京都支店京都総合支社長 2007年 4月 同社 大阪サービスセンター第一部長 2009年 6月 同社 マーケット開発部長 2010年 4月 同社 マーケット開発部長(兼)経営企画部部長(現職) 2010年 6月 当社 取締役			
常勤監査役	たから だ かつ くに 宝田 勝邦 1948年9月25日生	1971年 4月 株式会社西友ストアー入社(現 株式会社西友) 1986年 3月 株式会社西友ファイナンス (現 株式会社東京シティファイナンス) 総務人事課長 1997年 5月 同社 取締役資金部長 2000年 5月 同社 常務取締役 2003年 4月 株式会社東京シティファイナンス常務取締役 2004年 3月 同社 退社 2004年 6月 当社 常勤監査役			

役名及び職名	氏名 (生年月日)	略歴及び他の会社の代表状況		
監査役	あべ つよし 阿部 強 1948年1月12日生	1971年 7月 安田火災海上保険株式会社入社 (現 株式会社損害保険ジャパン) 1986年 4月 同社 北米部ニューヨーク駐在員(課長) 1989年 4月 同社 株式部第一課長 1992年 4月 同社 資金証券部調査課長 1995年 5月 安田火災ファイナンシャル・プランニングサービス 株式会社へ出向 1997年 4月 安田火災海上保険株式会社 検査部検査役(部長) 2000年 11月 安田火災フィナンシャルギャランティー損害保険 株式会社へ出向 2002年 6月 安田火災海上保険株式会社 検査部検査役(部長) 2004年 7月 株式会社損害保険ジャパン 業務監査部主任内部監査人(部長) 2008年 4月 株式会社損害保険ジャパン 業務監査部顧問(現職) 2008年 4月 当社 監査役 2010年 6月 株式会社損保ジャパン企業保険サービス 監査役(現任)		
監査役	えんどう ひろみ 遠藤 裕三 1952年8月1日生	1976年 4月 安田火災海上保険株式会社入社 (現 株式会社損害保険ジャパン) 1991年 4月 同社 能力開発部課長 1995年 4月 同社 埼玉東支店越谷支社長 1998年 4月 同社 金沢支店金沢第一支社長 2000年 7月 同社 新潟支店三条支社長 2002年 7月 同社 静岡業務管理室長 2004年 4月 同社 北陸信越業務部長 2006年 4月 同社 コンプライアンス部担当部長(現職) 2010年 4月 当社 監査役		
執行役員 〔SID推進部担当〕	はた よし はる 畑 義春 1950年2月3日生	1983年 4月 当社 入社 1993年 4月 当社 事務サービス部長 1995年 4月 当社 損害サービス第2部長 2006年 7月 当社 SID営業部担当部長 湘南営業所長(兼)新横浜営業所長 2007年 4月 当社 執行役員		
執行役員 〔事務企画部担当〕 事務システム サービス部長	うさみ さとし 宇佐美 哲 1964年3月8日生	1987年 4月 当社 入社 2003年 7月 当社 総務人事部長 2006年 7月 当社 事務システムサービス部長 2007年 4月 当社 執行役員		
執行役員 〔お客様サービス 部長〕	あき やま たつや 秋山 達也 1964年5月17日生	1988年 4月 当社入社 2007年 7月 当社 リスク管理・コンプライアンス部長 2009年 4月 当社 執行役員		
執行役員 〔経理財務部長〕	なか ざわ かず ゆき 中澤 和之 1960年4月14日生	1983年 4月 安田火災海上保険株式会社入社 (現 株式会社損害保険ジャパン) 1999年 7月 同社 北米部課長 2004年 6月 株式会社損害保険ジャパン 経理部課長 2005年 4月 同社 グループ事業企画部課長 2009年 4月 同社 グループ事業企画部担当部長 2009年 10月 当社 執行役員		

(注)取締役のうち前川輝之、山下昌宏、濱隆司の3氏は、会社法第2条15号に定める社外取締役です。

監査役のうち宝田勝邦、阿部強、遠藤裕三の3氏は、会社法第2条16号に定める社外監査役です。

従業員の状況

1. 従業員の状況

区分	一般社員	営業社員
従業員数	263人	252人
平均年齢	40.2歳	48.5歳
平均勤続年数	9.5年	16.7年
平均年間給与	6,550,574円	6,210,567円

(注) 1. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでいます。

- 2. 従業員数、平均年齢、平均年間給与については、社外からの出向者を含み、社外への出向者を除いて算出しています。
- 3. 平均勤続年数については、社外からの出向者および社外への出向者のいずれも除いて算出しています。

2. 採用方針

物事の価値観や顧客ニーズが多様化する今日、社会・経済の情勢や動向を敏感に察知し、的確に物事を判断することができる方、本音でコミュニケーションがとれる誠意のある方、明るく元気があつて周囲に好影響を与える方、向上心を持ち自分を律することができる方、相手の喜びを自分の喜びにできる方が、当社が求める“人財”像です。

採用にあたっては、応募の機会を均等に提供し、公平かつ公正な選考を実施しております。

3. 教育支援制度

「目指す企業像」の実現に向けて、「行動目標」を実践していくためには、「人財」の採用・育成が不可欠です。人的基盤の構築に向け、新規学卒者の選考・採用から、内定者研修、入社時初期育成研修、その後の階層別・キャリア別能力開発支援体系をベースにして、全社員の能力・スキル開発の向上とキャリアアップに向けた自己啓発を支援しています。

その結果として、高い職業倫理を有し、常にお客様視点に立った行動を自ら実践できる社員、また真の「生涯顧客」の創造に貢献できる「人財」の創出を目指しています。

4. 福利厚生

福利厚生面では、セゾングループ各社で構成されているパレット共済会、パレット健康保険組合に加盟するとともに、2011年4月1日にセゾン自動車火災保険共済会を設立し、充実した各種制度・施設等の利用が可能となっております。

制 度 : 各種社会保険、年金退職金制度、共済会、生活貸付金融資、財形貯蓄、人間ドック受診

料補助制度、育児休業制度、介護休業制度、リフレッシュ休暇制度、社宅・独身寮制度

契約施設 : 旅館・ホテル・ゴルフ場・スポーツクラブ・テーマパークなどのレジャー関連および冠婚葬祭

関連等の施設の優待

II. 業務のご案内

保険募集

1. 契約締結の仕組み(当社の契約取扱者を通じてご加入いただく場合)

ご相談	<p>まずは、当社お客様相談室、最寄りの営業所、あるいは代理店にご相談ください。約款や重要事項等説明書、パンフレットなどの資料には、補償の対象となるケース・ならないケースを始め、ご契約時や補償期間内にお申し出いただくべき事項、保険契約が失効（契約の全部または一部の効力を、その時以降失うことをいいます。）となるケース、解約等の諸手続き等が記載されておりますので、ご契約の前によくお読みいただくとともに、契約取扱者（営業担当者・代理店）から十分説明をお受けください。</p> <p>※当社営業所の所在地・連絡先などについては、94ページの営業所一覧をご覧ください。</p>
ご契約内容 の決定	<p>契約取扱者（営業担当者・代理店）とご相談の上、保険商品とその約款、特約、補償範囲、保険金額（ご契約金額）など、ご契約の内容を決定していただきます。</p> <p>◆保険金額の適切な設定方法 保険契約は、事故や災害によって受けた経済的損失を適正な保険金で補うことが目的です。適切な保険金額でご契約にならない場合、万一のときに十分な補償が得られないケースがあります。たとえば、火災保険をご契約される場合には、建物などの評価額に応じた保険金額でご契約いただくことが大切です。保険金額が評価額を超えている場合は、超過分は取消となります。また、評価額を下回る場合は、その不足する割合に応じて保険金を削減してお支払いするケースがあり、十分な補償を受けられないことがあります。</p>
保険契約 申込書の ご提出	<p>ご契約内容決定後、その内容に従って保険契約申込書にご記入いただき、ご提出ください。</p> <p>◆保険契約は、申込書に記載された内容に基づいて、事故の際に保険金をお支払いするものです。申込書にご記入の際は、内容をご確認の上、正しくご記入ください。 万一、告知事項について事実と異なる内容を記載した場合や事実を記載しなかった場合にはご契約を解除することや保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。</p>
保険料の お支払い	<p>保険料は約款等に定める所定の期日までにお支払いいただくこととなっており、保険料の払い込みがないと、事故が起こっても保険金のお支払いができなくなりますので、ご注意ください。</p> <p>また、口座振替により保険料をお支払いいただく場合には、ご指定口座の残高にもご注意ください。残高不足等により、所定の期間内に保険料のお引き落としができない場合には、事故が起こっても保険金のお支払いができないことや、ご加入いただいている保険契約が失効（契約の全部または一部の効力を、その時以降失うことをいいます。）・解除になることもあります。詳しくは、契約取扱者（営業担当者・代理店）までお問い合わせください。</p> <p>◆セゾンカードをご利用の方 クレジットカードによるお支払いもご利用いただけます。 ※現在、クレジットカードによるお支払いは、自動車保険、火災保険、傷害保険などでお取扱いしております。一部代理店では取扱っていない場合もあります。</p>
保険証券の お受取り	<p>保険契約の締結後、当社作成の保険証券をお届けいたします。 保険証券に記載された内容を十分にご確認の上、大切に保管してください。</p> <p>◆保険証券の記載内容に変更が生じた場合は、契約取扱者（営業担当者・代理店）にご連絡ください。 ◆事故が起こったときに、保険期間が終了していたり、契約内容の変更を通知していかなかったりした場合、せっかくの備えが無駄になってしまいます。保険証券の内容をときどき見直し、安心への備えを万全なものにしていただくようお勧めいたします。</p>

クーリング・オフ制度

クーリング・オフ制度とは、契約が成立しても申込日から8日以内であれば、申込人等(保険契約の申込みをした者または保険契約者)からの申し出によって、違約金などを負担することなく、契約申込みの撤回または解除を行うことができる制度です。

クーリング・オフ制度の対象となる契約は、保険期間が1年を超える個人契約です。ただし、契約によってはクーリング・オフできないものもあります。

ご契約内容確認

火災保険・自動車保険・傷害保険・個人向け賠償責任保険などのご契約を対象に、お申し込みいただくご契約がお客様のニーズに合った内容かどうかを確認させていただくため、確認手続きを行っております。

2. 営業体制

営業社員制度と代理店制度

近年わが国の損害保険商品の取り扱いは、保険会社からお客様に直接電話やインターネットを活用した募集形態(通信販売)が増えつつありますが、販売手法の大半は損害保険会社の代理店の取扱いによるものになっています。こうした状況の中、当社は代理店による募集に加えて、専門教育を受けた社員による直接販売を大きな柱にしています。これは、当社の社員(営業社員)が、お客様の持つ日常生活における様々なリスクをお客様とともに発見し、一人ひとりのお客様に、最も適切な商品をご提供していく手法です。

営業社員制度

当社の営業社員制度(セゾン・インシュアランス・デザイナー社員制度)の特徴

セゾン・インシュアランス・デザイナー社員(SID社員)は、当社と正式な雇用契約を結んだ損害保険販売社員で、直接お客様と接しニーズに合った適切な保険商品を提供しています。

この制度は、米国オールステート保険会社で培われてきた独自の販売手法や教育体系を、日本の損害保険市場に適応できるように育んできた当社独自の販売スタイルです。

SID社員は、営業所を販売拠点に、お客様との密接なコミュニケーションをとりながら地域に根ざした営業活動を行っています。

■ SID社員の主な業務

①保険契約の相談、締結	②お客様からの事故の受付、ご相談等への対応
保険は目に見えない複雑な金融商品であるため、本当に必要な補償を見つけるのはなかなか難しいものです。当社の営業社員は、豊富な経験と知識をもとに、お客様一人ひとりの生活スタイルやご要望をお伺いしながら、最適な保険商品と補償内容をご提案いたします。	営業社員は、事故処理のプロセスに関与し、お客様と損害サービス担当者との「橋渡し役」として、事故の受付や事故処理の経過報告、ご相談、ご質問などへの対応にあたります。

当社の営業社員数

年 度	2008年度末	2009年度末	2010年度末
営 業 社 員 数	266人	262人	252人

代理店制度

代理店の役割と業務

代理店は、保険会社との間で締結した代理店委託契約にもとづき、保険会社に代わってお客様と保険契約を締結し、お支払いいただく保険料を領収することを主な業務としています。

保険会社は、代理店と「代理店委託契約書」を取り交わしたうえで、代理店に次のような業務を委託しています。

- ①保険契約の締結(契約を結ぶこと)
- ②保険契約の変更・解除等の申し出の受付
- ③保険料の領収または返還
- ④保険証券の交付ならびに保険料領収証の発行および交付
- ⑤保険の対象(保険をつけるもの)の調査
- ⑥保険契約の維持・管理(満期管理、満期返れい業務を含む)に関する事項
- ⑦その他保険募集に必要な事項で会社が特に指示した業務

代理店は、保険会社に代わってこれらの業務を行うほか、万一、ご契約者が事故にあわれた場合、お受け取りになる保険金の請求手続きをスムーズに行うための助言・手続きの説明などのアフターサービスも行っています。

また、お客様に適切な保険契約のアドバイスを行ったり、防災の相談に応じるなど、コンサルタントとしての役割も担っています。

代理店制度

■規制法規

代理店が遵守しなければならない法律で最も重要なものが「保険業法」です。この法律には、保険契約者の利益を保護し国民生活の安定および国民経済の健全な発展に寄与することを目的として、保険契約の募集に際しての禁止行為や登録制度に関する事項などが定められています。

代理店は、監督官庁であります金融庁、管轄財務局の行政指導を受けるほか、保険会社の内部監査により、常に適正な保険契約の募集および業務遂行を行うことが求められます。

■代理店の登録

代理店は、保険会社と代理店委託契約を締結した後、「保険業法」により主務官庁に登録することが義務づけられています。この登録が完了して初めて代理店として保険契約の募集を行うことになります。

当社の代理店数

当社の代理店数は2011年3月末現在で169店あり、年度別代理店総数の推移は次のとおりです。

年 度	2 0 0 8 年 度 末	2 0 0 9 年 度 末	2 0 1 0 年 度 末
代 理 店 数	275店	251店	169店

個人資格

個人資格には、損害保険募集にあたっての必須資格である『損害保険募集人資格』と、コンサルティングのための知識習得を目的とする『損害保険代理店専門資格』(コンプライアンス資格、法律資格、税務資格)および『商品専門試験』があります。

損害保険代理店制度

当社では、代理店の自立化、レベルアップを目指した「代理店手数料体系」を構築し、新時代に対応できる代理店の育成を図っております。

代理店研修

当社の代理店研修の目的は、「THANKS」の精神にもとづき、お客様一人ひとりを取り巻くリスクに対し最適なトータル・リスク・ソリューションを提供できる代理店を育成することです。

代理店教育は、専門講師および営業担当による資格取得教育を始め、募集に関する法令遵守、保険契約に関する知識、周辺商品に関する知識などについて、さまざまな研修、個別指導を行っています。

取扱商品

1. 自動車保険

対人賠償保険	自動車事故により他人を死傷させ、法律上の損害賠償責任を負った場合に、自賠責保険で支払われる金額を超える部分に対して保険金をお支払いします。
人身傷害保険	自動車事故により、ご契約のお車に搭乗中の方が死傷した場合に、過失割合に係わらず、保険金額(ご契約金額)を限度に実際の損害額(当社基準により算出した金額)に対して保険金をお支払いします。
対物賠償保険	自動車事故により他人の財物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負った場合に、保険金をお支払いします。
車両保険	衝突・接触・墜落・転覆・火災・爆発・盗難・台風・洪水などの偶然な事故により、ご契約のお車自体に生じた損害に対して保険金をお支払いします。
自損事故傷害特約	ガードレールや電柱にぶつかる単独事故などにより、ご契約のお車の保有者や運転者、または搭乗者が死傷し、自賠責保険からの支払いが受けられないときに保険金をお支払いします。
無保険車傷害特約	保険を付けていない車や、付けていてもその事故について保険金が支払われない車との事故などで死亡または後遺障害を被り、相手から十分な損害賠償が受けられない場合に保険金をお支払いします。
搭乗者傷害特約	ご契約のお車に搭乗中の方が自動車事故によって死傷した場合に保険金をお支払いします。

セゾン自動車 総合保険 (APS+) Automobile Policy Saison Plus	ご契約者および記名被保険者(お車を主に使用される方)が個人の方を対象とした自動車保険です。「納得感のある保険料」と「充実の補償」をコンセプトとしており、保険料については、記名被保険者の年齢に応じた保険料体系、3つのリスク区分(①使用地域②使用目的③年間走行距離)、ゴールド免許割引、新車割引、電気・ハイブリッド車割引など、お客様のリスク実態を反映できる合理的な仕組みを採用しています。補償面では対人賠償保険および対物賠償保険を基本補償とし、ご希望により車両保険、人身傷害保険、搭乗者傷害特約などの補償をセットすることができます。対物賠償保険には「対物全損時修理差額費用特約」および「相手自動車全損時諸費用保険金特約」を自動セットし、万が一の事故の際の経済的・精神的な負担をさらに軽減できるよう、基本補償を充実させています。さらにお客様のニーズにあわせて、「人身車外補償特約」、「人身交通乗用具危険特約」、「人身犯罪被害事故特約」、「人身家族おもいやり特約」、「ロードアシスタンス特約」、「弁護士費用特約」、「個人賠償責任特約」などをセットできるようにしています。
セゾン自動車保険 (おとなの自動車保険)	ご契約者および記名被保険者(お車を主に使用される方)が個人の方を対象とした通信販売専用自動車保険です。保険料については、記名被保険者の年齢に応じた保険料体系、3つのリスク区分(①使用地域②使用目的③年間走行距離)、ゴールド免許割引、新車割引、電気・ハイブリッド車割引などを採用したほか、インターネット割引や証券不要割引を用意し、さらにリースナブルな設定を可能としています。補償面では対人賠償保険および対物賠償保険を基本補償とし、ご希望により車両保険、人身傷害保険、搭乗者傷害特約などの補償をセットすることができます。さらにお客様のニーズにあわせて、「人身車外補償特約」、「人身家族おもいやり特約」、「ロードアシスタンス特約」、「弁護士費用特約」、「個人賠償責任特約」などをセットできるようにしており、インターネット上で保険料を確認しながら補償を選ぶことができます。
自動車損害賠償 責任保険 (自賠責保険)	自動車事故により他人を死傷させ、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いする保険で、自動車損害賠償保険法によって加入が義務づけられている強制保険です。

2. 火災保険

福は家 〔家庭保険基本特約付セゾン新火災保険〕	火災、落雷、破裂・爆発、風・雹(ひょう)・雪災、建物外部からの物体の衝突、給排水設備の事故等による水濡れ、水災、盗難、騒擾(そうじょう)、持ち出し家財の損害などに加え、破損・汚損等の不測かつ突発的な事故による損害を補償する保険です。損害額は再調達価額(お住まいの建物、または所有している家財と同等の物を新たに建築、あるいは購入するのに必要な金額)を基準に算出します。
じぶんでえらべる 火災保険 (組立式火災保険)	基本契約での補償は火災、落雷、破裂・爆発とシンプルな内容とし、それ以外の風・雹(ひょう)・雪災、建物外部からの物体の衝突、水災、盗難等の事故による補償は、ニーズに合わせて建物・家財別に選択してセットする保険です。なお、福は家と同様に、損害額は再調達価額を基準に算出します。
BP.Care 〔休業損失補償特約付 店舗総合保険〕	店舗、事務所などの建物とそこに収容される設備、什器、商品などの動産に生じた損害を総合的に補償し、また、それら損害の原因となった災害により業務休止となった場合の利益の減少を補償する保険です。
普通火災保険	店舗・工場などの建物と動産等について火災、落雷、爆発・破裂、風・雹(ひょう)・雪災などで生じた損害を補償する保険です。
店舗総合保険	店舗・店舗併用住宅などの建物とそこに収容される商品、什器、備品、家財などに生じる損害を総合的に補償する保険です。
地震保険	上記のうち、住居に使用される建物および家財を対象とする各火災保険にセットして、地震、噴火、津波によって生じた一定基準以上の損害を補償する保険です。

3. 傷害保険

身の用心 〔傷害総合保険特約付 普通傷害保険 傷害総合保険特約付 家族傷害保険〕	入院保険金の支払限度日数を1,000日とした、日常生活のさまざまなリスクを補償するオールリスク補償型の商品です。オプションにより、被害事故、ケガによる介護状態、携行品、日常生活の賠償責任、受託品賠償責任、キャンセル費用、救援者費用およびホールインワン・アルバトロス費用等を補償することができます。普通傷害保険または家族傷害保険に必要な特約をセットしてお引き受けする保険です。
安心アラカルト 〔疾病保険特約付 普通傷害保険〕	病気・ケガのリスクを総合的に補償する商品で、病気・ケガによる入院・手術、病気による高度障害、病気・ケガにより要介護状態になった場合をカバーいたします。入院は1日目から補償し、日帰り入院もお支払の対象となります。加入に医師の診査は不要で、告知によりご加入いただけます。更に、天災危険補償特約を付帯しているので、地震・噴火・津波等の天災によるケガも補償します。
普通傷害保険	国内・外を問わず、家庭内、職場内、通勤途上、旅行中などの日常生活での傷害事故(ケガなどの事故)を補償する保険です。
交通事故傷害保険	国内・外での交通事故や建物火災などによる傷害事故を補償する保険です。

4. 賠償責任保険

個人賠償責任保険	日常生活において生じた偶然な事故により、他人の生命・身体を害したり、財物を損壊したりした場合に負担する賠償損害を補償する保険です。
ゴルファー保険	ゴルフの競技・練習中等での賠償責任事故、傷害事故、用品損害のほか、ホールインワンやアルバトロスの祝賀会費用などを補償する保険です。
BL.Care 〔セゾン賠償責任 総合保険〕	偶然な事故により他人に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負った場合に、その損害に対して保険金をお支払いします。飲食業、製造業、販売業、工事業、運送業、サービス業の業種ごとに必要な補償をパックした、個人事業主や中小企業向けの総合的な補償内容の商品です。
その他の企業用 賠償責任保険	偶然な事故により他人に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負った場合に、その損害額に対して保険金をお支払いします。施設所有(管理)者、エレベーター・エスカレーター、請負業者、生産物、受託者などの各種賠償責任保険があります。

5. 積立型保険(貯蓄型保険)

積立普通傷害保険	普通傷害保険と同じ補償内容で、満期時には満期返れい金をお支払いする積立型(貯蓄型)の傷害保険です。
新積立女性保険 「SHEs」	国内・外での傷害事故、携行品損害、賠償責任事故のほか、特約をセットすることによりホームヘルパー費用なども補償する女性専用の積立型(貯蓄型)の傷害保険です。

セゾンカード会員向け商品

クレディセゾン・損保ジャパンとの業務提携に基づき、共同開発によるセゾンカード会員向け商品を販売しております。

Super Value Plus	日常生活に密着した補償を細分化、「もの」、「ひと」、「生活」、「レジャー」の4軸をもととする、16のラインナップから、必要に応じて補償単位・月単位で自由自在に補償を組み合わせることができます。 多様化する会員ニーズに、フレキシブルに対応できるよう、商品ラインナップを揃えました。
-------------------------	--

新商品の開発・料率の改定状況

年 月	改 定 内 容
2004年 4月	BL. Care(セゾン賠償責任総合保険)の販売開始 BP. Care(休業損失担保特約付店舗総合保険)の販売開始 安心アラカルト(疾病保険特約付普通傷害保険)の販売開始 火災保険の長期係数の改定
2004年10月	福は家(家庭保険基本特約付セゾン新火災保険)の販売開始
2004年12月	自動車保険の料率制度の改定 新車割引の新設
2005年 2月	身の用心(傷害総合保険特約付普通傷害保険・家族傷害総合保険特約付家族傷害保険)の販売開始
2005年 7月	自動車あんしん保険(セゾン自動車保険)の販売開始
2006年 6月	福は家(家庭保険基本特約付セゾン新火災保険)に長期分割払割引を導入
2007年 4月	火災保険の料率改定
2007年10月	地震保険の料率改定
2008年 1月	傷害保険の料率改定
2008年 2月	セゾンの自動車保険(セゾン自動車保険)の販売開始
2008年10月	じぶんでえらべる火災保険(組立式火災保険)の販売開始
2009年 4月	自動車保険の商品改定(主に商品簡素化による特約の整理・統廃合) ゴールド免許割引の割引率拡大 セゾン自動車総合保険に個人賠償責任危険担保特約(示談代行サービス付帯、保険金額は無制限)を新設
2010年 1月	火災保険の商品改定(主に保険法に対応した約款への改定、料率の改定および商品簡素化による商品・特約の整理)
2010年 4月	自動車保険・傷害保険・その他新種保険の商品改定(主に保険法に対応した約款への改定および商品簡素化による商品・特約の整理)
2010年 7月	傷害保険の料率改定
2011年 3月	おとなの自動車保険の販売開始 自動車保険の商品改定(保険料の改定、記名被保険者年齢別料率の採用 など)

お客様相談室のご紹介

当社は、お客様からのお問合せ窓口として、『お客様相談室』を設置しています。『お客様相談室』では「お客様満足度の向上」をモットーに、お客様からの保険に関する様々なご相談や苦情を承る窓口として、迅速かつ的確にご説明、ご案内をしております。

お電話での受付時間は、平日・土・日・祝日（年末年始を除く）午前9：00～午後5：30となっています。

日ごろから「お客様の声」を真摯に受け止め、一人ひとりのお客様のニーズに応えることによって、お客様との信頼関係を築き上げていきます。また、お客様からのお申し出に関しては、ご満足・ご納得いただける解決策の提案を心がけ、頂戴したご意見等は当社の貴重な財産として業務改善につなげていきます。そして、当社は、お客様に納得感を持って選んでいただけけるオンリーワンの保険会社をめざします。

なお、当社ホームページでは、「お客様からの苦情の受付状況」を四半期ごとに開示しております。

2010年度 苦情受付件数の内訳

項目	件数
1. 契約・募集行為	244
2. 契約管理・保全・集金	122
3. 保険金	281
4. その他	23
合計	670

(注)苦情の定義

当社では、「お客様から不満足の表明のあったもの」は全て「苦情」と定義しております。

■お問い合わせは

お客様相談室: 0120-281-389

受付時間 午前9:00～午後5:30(年末年始を除く)

損害保険業界関連の紛争解決機関のご案内

<手続実施基本契約を締結している指定紛争解決機関>

(社)日本損害保険協会 「そんぽADRセンター」

当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である(社)日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。

同協会では、損害保険会社の営業活動に関する苦情や紛争対応を行う専任組織として、「そんぽADRセンター」(損害保険紛争解決サポートセンター)を設け、受け付けた苦情について、損害保険会社に解決を依頼するなど適正な解決に努めるとともに、当事者間で問題の解決がつかない場合には、専門の知識や経験を有する弁護士などが中立・公正な立場から紛争解決手続を実施しています。

当社との間で問題を解決できない場合には、「そんぽADRセンター」に解決の申し立てを行うことができます。

(社)日本損害保険協会 そんぽADRセンターの連絡先は以下のとおりです。

電話番号 0570-022808(ナビダイヤル・有料) PHSやIP電話からは 03-4332-5241

(受付時間: 平日の午前9時15分～午後5時)

詳しくは、同協会のホームページ (<http://www.sonpo.or.jp/>) をご覧ください。

<「そんぽADRセンター」以外の損害保険業界関連の紛争解決機関>

(財)自賠責保険・共済紛争処理機構

自賠責保険(自賠責共済)の保険金(共済金)の支払をめぐる紛争の、公正かつ適確な解決を通して、被害者の保護を図るために設立され、国から指定を受けた紛争処理機関として、(財)自賠責保険・共済紛争処理機構があります。同機構では、自動車事故に係る専門的な知識を有する弁護士、医師、学識経験者等で構成する紛争処理委員が、自賠責保険(自賠責共済)の支払内容について審査し、公正な調停を行います。同機構が取扱うのは、あくまで自賠責保険(自賠責共済)の保険金(共済金)の支払をめぐる紛争に限られますので、ご注意ください。

詳しくは、同機構のホームページ(<http://www.jibai-adr.or.jp>)をご参照ください。

(財)交通事故紛争処理センター

自動車保険の対人・対物賠償保険に係る損害賠償に関する紛争を解決するために、相談、和解のあっせんおよび審査を行う機関として、(財)交通事故紛争処理センターがあります。全国10か所において、専門の弁護士が公正・中立な立場で相談・和解のあっせんを行うほか、あっせん案に同意できない場合は、法律学者、裁判官経験者および弁護士で構成される審査会に審査を申し立てることもできます。

詳しくは、同センターのホームページ(<http://www.jcstad.or.jp>)をご参照ください。

保険の仕組み

保険制度

損害保険とは、大数の法則に基づき、同じ危険にさらされている多数の人々が一定の保険料を拠出し、その中の誰かが偶然な一定の事故により損害を受けた場合、保険金を支払うという仕組みで、相互扶助の考え方に基づいています。

損害保険は個人や企業などを種々の危険や災害からお守りし、経済生活の安定を図るという重要な社会的役割を担っています。

保険契約の性格

損害保険契約とは、保険契約のうち、保険会社が一定の偶然な事故によって生じた損害を補償することを約束し、保険契約者は、この補償を受けるために保険料を支払うことを約束する契約で、保険法第2条に規定されています。

したがって、法律的には保険会社と保険契約者の間の双方の合意によって成立する有償・双務契約であり、また、意思表示に特別の方式が法定されていない不要式な諾成契約であるといえますが、保険実務では、多数の保険契約を迅速かつ確実に処理する必要があることから、「保険契約申込書」を使用し、契約締結の証として保険証券を交付しています。

再 保 険

再保険とは、保険会社が引き受けた保険取引による保険金支払責任を他の保険会社等に転嫁してリスクを軽減する仕組みで、他にリスクを転嫁することを「出再」といい、また、これとは逆に他の保険会社等からリスクを引き受けることを「受再」といいます。

当社では、大規模商業施設や航空機の保険および台風や地震等の大災害により巨額の保険金支払が発生する可能性のある保険については、再保険を効果的に利用し危険の平準化・分散化を図っています。また、受再保険については、リスクを精査のうえ、会社規模等を勘案し過大な支払責任を負うことのないよう、慎重な引き受けを行っております。

再保険取引にあたっては、資産、信用および営業状態等を考慮し、取引を行うことが適切と認められる相手先を選定しております。

約款について

約款の位置づけ

損害保険は、目に見えない無形の商品ですが、「保険会社と契約者双方の権利と義務」を具体的に箇条書きにしたもののが保険約款です。保険会社が作成し、保険事業を監督する金融庁の認可を受けるか、届出を行っています。

約款には、同一保険種目の保険契約すべてに共通な契約内容を定めた「普通保険約款」と、個々の契約においてその内容を補完したり、修正したりする「特別約款」、「特約」とがあります。

約款は実際上きわめて重要な役割を果たしており、保険会社と保険契約者・被保険者(保険の補償を受けられる方)双方の権利・義務を定めていることから、その内容は双方を拘束するものです。

契約時の留意事項

保険契約は、お客様と保険会社との約束ごとですので、契約に際しては、約款、特約の内容について十分な説明を受け、申込書の記載内容を十分にご確認いただいた上でご契約いただくことが大切です。

約款に関する情報提供方法

ご契約時にご注意頂きたい内容や保険契約の内容等については、約款とは別に各商品別の「パンフレット」、「重要事項等説明書」などに分かりやすく記載しています。

特に「重要事項等説明書」には、ご契約に際して特にご確認いただきたい事項を「契約概要」に、またご契約に際してご契約者にとって不利益になる事項など、特にご注意いただきたい事項を「注意喚起情報」に記載しております。ご契約される前に担当者より説明を受けるとともに、ご一読ください。

保険料について

保険料の収受・返れい(含、満期払戻)

保険料(分割払の場合は初回保険料)は、初回保険料の口座振替に関する特約等を付帯した場合を除き、契約締結と同時に支払いいただくこととなっており、保険料の払い込みがないと、事故が起こっても保険金のお支払いができないになりますので、ご注意ください。

特に、口座振替により保険料をお支払いいただく場合には、ご指定口座の残高にもご注意ください。残高不足等により、保険料のお引き落としができない場合には、ご加入いただいている保険契約が失効(契約の全部または一部の効力を、その時以降失うことをいいます。)・解除になることもあります。詳しくは、契約取扱者(営業担当者・代理店)までお問い合わせください。

保険期間中に危険の増加・減少などが生じたときは追加保険料のご請求や返れいを行い、また、ご契約者からのお申し出により保険契約を解除するときには、解約返れい金として返れいすることができます。

積立普通傷害保険などの積立型保険では、ご契約時に定められた満期返れい金が、保険契約の満期時にご契約者に支払われます。保険期間中の運用利回りが、予定利率を上回った場合は、契約者配当金が支払われます。

保険料率

お支払いいただく保険料の算出根拠となる保険料率は、当社が金融庁から認可取得もしくは金融庁に届出をおこなったものを適用しています。

保険料は、通常、保険金額(ご契約金額)に保険料率を乗じて算出されます。この保険料は、一般に「純保険料」と「付加保険料」とによって構成されています。

「純保険料」とは、保険金の支払いに充てられる部分で、大数の法則に基づき算出されます。過去の統計等に基づいて予定原価が算定されるところに、損害保険の特徴があります。「付加保険料」とは、保険事業を運営するために必要な経費や利潤などに充てられる部分です。

保険金のお支払い

事故現場での緊急措置	<p>万一、保険事故が発生した場合には、以下の対応を優先してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 負傷者の救護（応急措置や救急車の手配） (2) 危険防止措置（事故車両の移動や非常停止板・発煙筒による二次損害防止） (3) 所轄警察署・消防署への通報 <p>また、相手方がある場合は、相手方の住所・氏名・連絡先をご確認ください。</p>
事故のご連絡	<p>緊急措置終了後、直ちに、当社の担当営業社員・営業所※、代理店または事故受付センターにご連絡ください。</p> <p>※営業所の連絡先は、94ページの「営業所・サービスセンターのご案内」をご覧ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●24時間・365日 事故受付 専門の事故受付担当者が、24時間・365日、事故の受付を行います。 <p style="text-align: center;">0120-251024 (通話料無料) 0120-002446 (おとなの自動車保険専用:通話料無料)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●休日も初期対応サービスを実施 ご連絡をいただいたその日から、当社の損害サービス部門の担当者が解決に向けた事故対応の手続きをすすめますので、事故によるお客様の精神的な負担も軽減されます。 対応時間: 平日午前9時～午後5時半 土・日・祝日午前9時～午後5時(年末年始を除く) ●提携修理工場をご案内 自動車事故にあわれたお客様に、当社が提携している自動車修理工場をご紹介し、事故車両を速やかに誘導するシステムです。提携修理工場はすべて当社が認定する基準をクリアした優良な工場ですので、安心してご利用いただけます。 ●損害サービス専門の担当者が直接担当 事故連絡を受けたあとは、専門の担当者が必要に応じ、相手方や修理業者などの関連者と連携をとりながら、事故対応・保険相談にお応えします。担当者はすべて、十分な教育、訓練、指導を受けた専門家ですので、安心してお任せください。 ●多種目のトラブルを一括対応 自動車事故では、一つの事故で、対人・対物・傷害などさまざまな保険が関連してくる場合があります。当社では、複数の保険種目にかかる事故も、原則、一人の担当者が一括して窓口対応しますので、手続きやお問合せが簡便です。
保険金支払額の決定	<p>保険金支払の対象となる事故であれば、医療機関の診断書や修理業者の修理見積書などを審査・検討した上で損害額を算出し、ご契約者、被保険者、被害者にご了解をいただいたうえで、支払保険金の額を決定いたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●保険金支払いに関する「事故対応報告サービス」 事故連絡をされたご契約者に対し、事故対応状況の途中経過をご報告する中間案内はがきを送付しています。さらに、事故対応の進捗状況が複雑でわかりにくい自動車保険については、小冊子(自動車保険のお支払い保険金について)を作成し、事故ご連絡を受けた直後に送付しています。
保険金請求書類のご提出	<p>事故の内容や損害の程度により、必要な保険金請求書類をご提出いただいております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●一定範囲の事故は電話で対応（保険金請求書類等の省略） 一定範囲の事故は、電話を有効活用。事故内容や損害程度などを電話で確認することで書類手続きを省略し、迅速な保険金支払を可能にしました。 ●保険金支払手続きに関する「保険金請求ご案内サービス」 傷害保険などの事故受付をされたご契約者に対して、一定期間経過時点で保険金請求手続きを再度ご案内するサービスです。あわせて、物品や携行品等、小損害の保険金請求のように、とかく忘れがちとなる請求手続きも早めに済まされるようご連絡を差し上げています。
保険金のお支払い	ご契約内容と照らし合わせ、正当な保険金受取人の確認を行い、ご指定の金融機関口座へお振込いたします。

資料編目次

III. 業務に関する事項

事業の概況	P32
最近5事業年度に係る主要な経営指標等の推移	P34
主要な業務の状況を示す指標等	P35
保険契約に関する指標等	P38
経理に関する指標等	P40
資産運用に関する指標	P44
責任準備金残高の内訳	P52
期首時点支払備金(見積り額)の当期末状況(ラン・オフ・リザルト)	P52
事故発生から期間経過に伴う最終損害見積り額の推移表	P53

IV. 保険会社の運営

内部統制システムの構築	P56
リスク管理の体制	P58
社外・社内の監査・検査体制	P59
法令遵守の体制	P60
第三分野保険に係る責任準備金の確認	P61
個人情報保護宣言	P61
勧誘方針	P62
反社会的勢力への対応に関する基本方針	P62
利益相反管理基本方針(概要)	P63

V. 財産の状況

財務諸表	P66
リスク管理債権情報	P84
元本補てん契約のある信託に係る貸出金の状況	P84
債務者区分に基づいて区分された債権	P85
ソルベンシー・マージン情報	P86
時価情報等	P89
その他	P91

VI. 付録

営業所・サービスセンターのご案内	P94
主な損害保険用語の解説	P95

III. 業務に関する事項

事業の概況

事業の経過および成果等

当期における日本経済は、前半は海外経済の改善や各種政策効果などを背景に、企業収益が改善し個人消費も持ち直してきましたが、為替レートや株価の急激な変動の影響に加え、東日本大震災の発生により景気下振れリスクが高まるなど、依然として厳しい状況が続きました。

損保業界においては、こうした経済状況を反映し、保険料収入は増収となるも主力の自動車保険における支払保険金の増加により保険引受収支が悪化するなど、厳しい経営環境となりました。

このような経営環境のもと、当社は自動車通販事業を今後の中核的事業として強化するという経営戦略の実現に向けて、平成23年1月より通販型自動車保険『おとの自動車保険』の発売を開始しました。この商品は、お客様の「納得感」を第一に考え、1歳刻みの保険料体系を採用し、人身傷害保険や車両保険においてはお客様のニーズに合わせて補償が選択できることなどが特長です。

事業面では、クレディセゾンカードマーケットにおいて、カード会員を対象とした団体保険が好調に売上を伸ばしました。また、組立式火災保険(『じぶんでえらべる火災保険』)は、引き続き好評を博し、本期の増収に大きく寄与しました。

○損益の概況

当期の業績は以下のとおりとなりました。

損益状況に関して、収益の面で、保険引受収益は、正味収入保険料が14,294百万円と対前期431百万円増収したこと等により、15,173百万円と前期に対し209百万円上回りました。一方、資産運用収益は、金銭の信託運用益が対前期66百万円減少したこと等により、前期に比べ53百万円減少し、339百万円となりました。

一方、支出面では、保険引受費用は、損害調査費が964百万円と対前期141百万円増加したこと、責任準備金の繰入額が896百万円と対前期387百万円増加したことなどから、12,238百万円と対前期619百万円の増加となりました。資産運用費用は、有価証券償還損が64百万円と対前期47百万円増加したことなどから、151百万円と前期より30百万円増加しました。また、営業費及び一般管理費は、新規事業のための投資等により、5,629百万円と前期より1,107百万円増加いたしました。

以上の結果、当期の経常損益は、2,307百万円のマイナスとなり、対前期1,538百万円の減少となりました。また、価格変動準備金戻入額など6百万円を特別利益として、固定資産処分損など3百万円を特別損失として計上し、法人税及び住民税21百万円を差し引いた結果、当期の純損益は対前期1,527百万円の減少となり、当期の純損失は2,325百万円となりました。

財務内容の面では、自己資本比率は31.6%と対前期5.8ポイント低下しました。また、ソルベンシー・マージン比率も1,677.2%と前期末に対し268.1ポイント低下しました。

なお、保険引受の概況については、以下のとおりです。

正味損害率は、59.7%と前期に比べて0.3ポイント低下しました。

正味事業費率は、49.5%と前期に比べて6.1ポイント上昇しました。

○保険種目の概況

また、主要保険種目毎の概況については、次のとおりです。

まず、主力の自動車保険につきましては、正味収入保険料が7,702百万円、前期に比べて444百万円、5.5%の減少となり、正味支払保険金が5,135百万円と前期に比べて63百万円減少した結果、正味損害率は74.8%と、前期に比べて3.8ポイント上昇しました。

火災保険につきましては、組立式火災保険(『じぶんでえらべる火災保険』)の販売の好調により、正味収入保険料が2,617百万円と前期に比べて37.5%の増加となり、正味損害率は10.3%と、前期に比べて2.0ポイント低下しました。

傷害保険につきましては、正味収入保険料が2,685百万円と136百万円の増加となりました。正味損害率は69.3%と、前期に比べて3.6ポイント上昇しました。

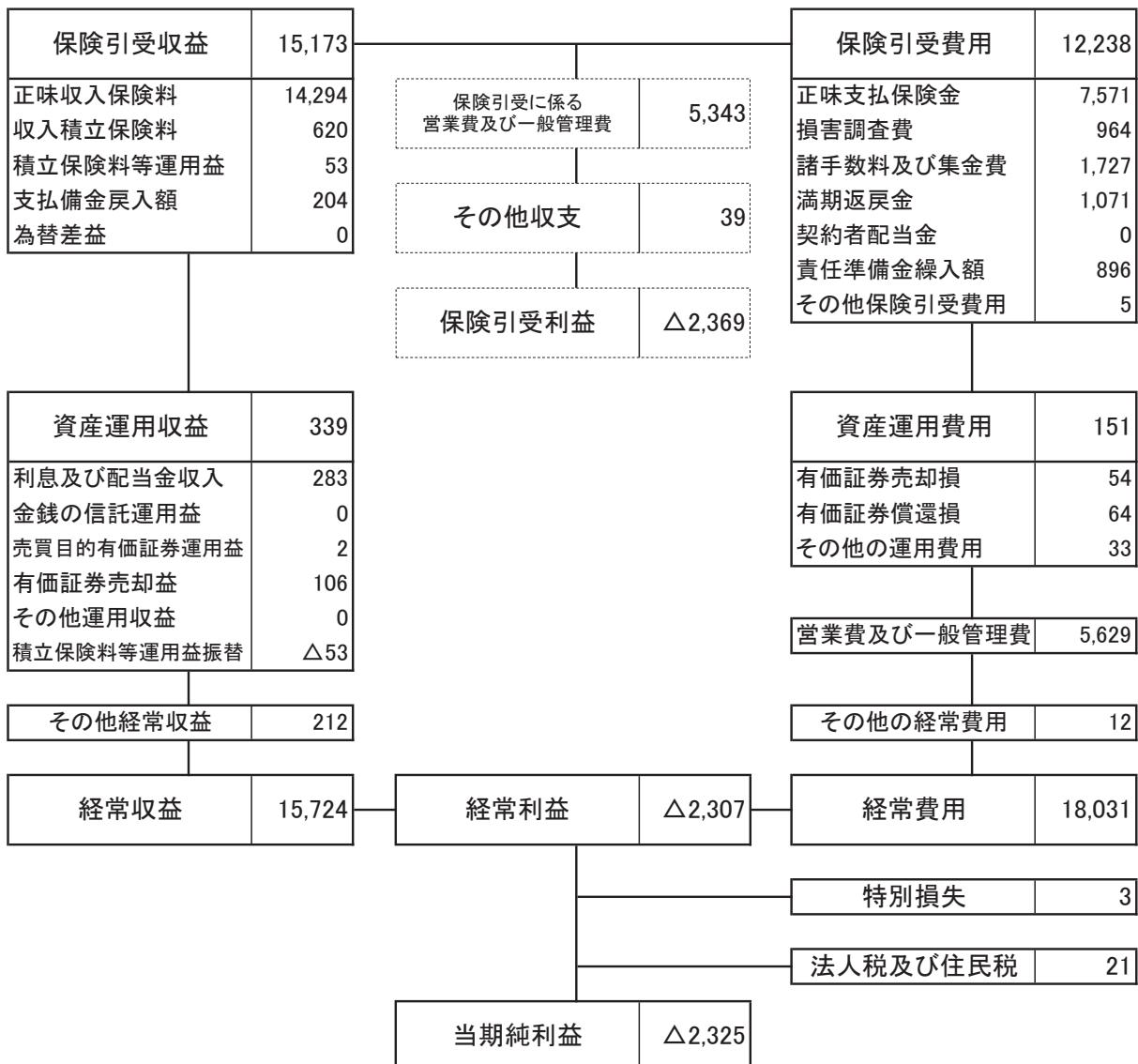
自動車損害賠償責任保険につきましては、正味収入保険料が453百万円、前期に比べて9.9%の増収となりました。正味損害率は99.4%と、前期に比べ2.5ポイント低下しました。

その他の保険につきましては、正味収入保険料が、835百万円と、前期に比べて16百万円減少しました。正味損害率は23.1%と、前期に比べて1.0ポイント低下しました。

当社は、ダイレクトマーケットにおける中核的なポジションの確保を目指し、トップラインの拡大、収益性の向上に努めます。また、お客様から安心・信頼される会社を目指し、コンプライアンスならびにリスク管理態勢の強化、保険募集・保険金支払管理態勢等の確立に努めます。

○損益の仕組み

(単位:百万円)



(注)その他収支は、自動車損害賠償保険等に係る法人税等相当額などです。

最近5事業年度に係る主要な経営指標等の推移

(単位:百万円)

年 度 項 目	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度
正味収入保険料 (対前期増減率)	13,778 (△6.5%)	13,250 (△3.8%)	13,251 (0.0%)	13,862 (4.6%)	14,294 (3.1%)
経常収益 (対前期増減率)	16,683 (△10.7%)	16,476 (△1.2%)	15,086 (△8.4%)	15,570 (3.2%)	15,724 (1.0%)
経常利益または経常損失(△) (対前期増減率)	357 (△29.2%)	891 (149.4%)	△483 (△154.2%)	△768 (-)	△2,307 (-)
当期純利益または当期純損失(△) (対前期増減率)	390 (32.0%)	1,352 (246.9%)	△1,785 (△232.0%)	△797 (-)	△2,325 (-)
資本金 (発行済株式総数)	3,610 (72千株)	3,610 (72千株)	3,610 (72千株)	8,610 (181千株)	8,610 (181千株)
純資産額	5,030	5,699	3,279	12,831	10,439
総資産額	27,698	27,050	24,460	34,342	33,049
自己資本比率	18.2%	21.1%	13.4%	37.4%	31.6%
積立勘定資産	3,823	3,317	3,137	2,871	2,437
責任準備金残高	15,364	14,201	13,903	14,413	15,310
貸付金残高	35	29	23	20	16
有価証券残高	22,221	20,969	19,650	19,223	23,104
ソルベンシー・マージン比率	980.6%	1,173.9%	818.9%	1,945.3%	1,677.2%
配当性向	-	-	-	-	-
従業員数	180名	186名	191名	207名	263名

(注) 1. 従業員数には直販社員(営業社員)を含みません。

2. ソルベンシー・マージン比率については、それぞれの年度末において適用される保険業法施行規則第86条および第87条ならびに平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出しています。したがって、年度間の数値の単純な比較は出来ません。

3. 2010年度から、従業員数は就業人員数(社外への出向者を除き、社外からの出向者を含む)を記載しています。なお、前年度までの算出方法(社外への出向者を含み、社外からの出向者を除く)による従業員数は228名です。

主要な業務の状況を示す指標等

1. 元受正味保険料(含む積立保険料)および従業員一人当たり保険料

(単位:百万円、%)

年 度 種 目	2008年度			2009年度			2010年度		
	金額	構成比	増減率	金額	構成比	増減率	金額	構成比	増減率
火 災	1,469	9.6	18.5	2,612	15.8	77.8	3,510	20.3	34.3
傷 害	3,927	25.8	27.6	4,591	27.8	16.9	4,968	28.7	8.2
自 動 車	8,651	56.8	△3.4	8,202	49.6	△5.2	7,755	44.8	△5.4
自動車損害賠償責任	324	2.1	△17.3	291	1.8	△10.2	243	1.4	△16.4
そ の 他	869	5.7	△5.3	847	5.1	△2.5	837	4.8	△1.3
合 計	15,242	100.0	4.5	16,546	100.0	8.6	17,315	100.0	4.6
従業員一人当たり 元受正味保険料 (含む積立保険料)	33		5.0	35		5.8	33		△4.7

(注)1. 元受正味保険料(含む積立保険料)とは、元受保険料から元受解約返れい金および元受その他返れい金を控除したものをおいいます(積立型保険の積立保険料部分を含みます)。

2. 従業員一人当たり元受正味保険料(含む積立保険料) = 元受正味保険料(含む積立保険料) ÷ 従業員数(含む営業社員)

3. 2010年度から従業員数は、就業人員数としております。なお、前年度までの算出方法による従業員一人当たり元受正味保険料は36百万円です。

2. 正味収入保険料

(単位:百万円、%)

年 度 種 目	2008年度			2009年度			2010年度		
	金額	構成比	増減率	金額	構成比	増減率	金額	構成比	増減率
火 災	995	7.5	12.6	1,903	13.7	91.2	2,617	18.3	37.5
傷 害	2,341	17.7	16.3	2,548	18.4	8.8	2,685	18.8	5.4
自 動 車	8,593	64.8	△3.4	8,146	58.8	△5.2	7,702	53.9	△5.5
自動車損害賠償責任	425	3.2	△18.4	412	3.0	△3.0	453	3.2	9.9
そ の 他	895	6.8	△4.6	851	6.1	△4.9	835	5.8	△1.9
合 計	13,251	100.0	0.0	13,862	100.0	4.6	14,294	100.0	3.1

(注)正味収入保険料とは、元受および受再契約の収入保険料から出再契約の再保険料を控除したものをおいいます。

3. 受再正味保険料

(単位:百万円)

年 度 種 目	2008年度			2009年度			2010年度		
火 災		12			12			13	
傷 害		163			56			82	
自 動 車		4			3			3	
自動車損害賠償責任		314			313			370	
そ の 他		91			68			60	
合 計		585			454			530	

(注)受再正味保険料とは、受再保険料から受再解約返れい金および受再その他返れい金を控除したものをおいいます。

4. 支払再保険料

(単位:百万円)

年 度 種 目	2008年度			2009年度			2010年度		
火 災		410			714			902	
傷 害		991			1,371			1,748	
自 動 車		61			60			57	
自動車損害賠償責任		213			191			160	
そ の 他		65			64			62	
合 計		1,742			2,403			2,931	

(注)支払再保険料とは、再保険料から再保険返れい金およびその他再保険収入を控除したものをおいいます。

5. 解約返れい金

(単位:百万円)

年 度 種 目	2008度	2009年度	2010年度
火 災	52	36	43
傷 害	121	144	115
自 動 車	38	44	50
自動車損害賠償責任	20	15	15
そ の 他	8	23	7
合 計	241	264	231

(注)解約返れい金とは、元受解約返れい金、受再解約返れい金および積立解約返れい金の合計額をいいます。

6. 保険引受利益

(単位:百万円)

年 度 種 目	2008年度	2009年度	2010年度
火 災	△14	△483	△507
傷 害	△474	△89	△74
自 動 車	155	△364	△1,943
自動車損害賠償責任	-	-	-
そ の 他	126	76	156
合 計	△207	△861	△2,369

(単位:百万円)

年 度 項 目	2008年度	2009年度	2010年度
保 険 引 受 収 益	14,337	14,963	15,173
保 険 引 受 費 用	10,829	11,619	12,238
営業費及び一般管理費	3,749	4,250	5,343
そ の 他 収 支	33	44	39
保 険 引 受 利 益	△207	△861	△2,369

(注)1. 営業費及び一般管理費は、損益計算書における営業費及び一般管理費のうち保険引受に係る金額です。

2. その他収支は、自動車損害賠償責任保険等に係る法人税相当額などです。

7. 正味支払保険金および正味損害率

(単位:百万円、%)

年 度 種 目	2008年度			2009年度			2010年度		
	金額	構成比	正味 損害率	金額	構成比	正味 損害率	金額	構成比	正味 損害率
火 災	236	3.3	25.0	209	2.8	12.3	243	3.2	10.3
傷 害	1,312	18.1	61.6	1,512	20.2	65.7	1,621	21.4	69.3
自 動 車	5,079	69.9	65.8	5,199	69.4	71.0	5,135	67.8	74.8
自動車損害賠償責任	404	5.6	102.5	391	5.2	101.9	415	5.5	99.4
そ の 他	234	3.2	28.3	180	2.4	24.1	156	2.1	23.1
合 計	7,266	100.0	60.6	7,494	100.0	60.0	7,571	100.0	59.7

(注)1. 正味支払保険金とは、元受及び受再契約の支払保険金から出再契約による回収再保険金を控除したものをいいます。

2. 正味損害率=(正味支払保険金+損害調査費)÷正味収入保険料

3. 傷害保険は第三分野保険(医療、介護)を含みます。

8. 元受正味保険金

(単位:百万円)

年 度 種 目 \	2008年度	2009年度	2010年度
火 災	246	245	252
傷 害	1,603	1,963	2,343
自 動 車	5,098	5,221	5,160
自動車損害賠償責任	347	334	353
そ の 他	198	153	136
合 計	7,493	7,918	8,247

(注)元受正味保険金とは、元受保険金から元受保険金戻入を控除したものをいいます。

9. 受再正味保険金

(単位:百万円)

年 度 種 目 \	2008年度	2009年度	2010年度
火 災	0	0	0
傷 害	72	80	34
自 動 車	4	4	3
自動車損害賠償責任	404	391	415
そ の 他	38	50	22
合 計	521	527	475

(注)受再正味保険金とは、受再保険金から受再保険金戻入を控除したものをいいます。

10. 回収再保険金

(単位:百万円)

年 度 種 目 \	2008年度	2009年度	2010年度
火 災	9	35	9
傷 害	363	531	756
自 動 車	23	26	28
自動車損害賠償責任	347	334	353
そ の 他	3	23	3
合 計	748	951	1,150

(注)回収再保険金とは、再保険金から再保険金割戻を控除したものをいいます。

保険契約に関する指標等

1. 保険契約に関する指標等－契約者配当金

積立保険(貯蓄型保険)では保険期間が終了し満期を迎えたご契約に対して満期返れい金をお支払いするとともに、保険期間中の運用利回りが予定利率を上回った場合には、所定の計算により契約者配当金をお支払いいたします。

満期を迎えた契約者にお支払いした契約者配当金は以下のとおりです。

(満期返れい金100万円の場合)

満期月 および保険期間		払込方法		一時払契約	年払契約	半年払契約	月払契約	団体扱契約
2010年3月	5年	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円
	10年	300円	100円	0円	0円	0円	0円	0円
2011年3月	5年	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円
	10年	300円	0円	0円	0円	0円	0円	0円

2. 正味損害率、正味事業費率及びその合算率

(単位:%)

項目	年度	2008年度			2009年度			2010年度		
		正味損害率	正味事業費率	合算率	正味損害率	正味事業費率	合算率	正味損害率	正味事業費率	合算率
火災	災	25.0	59.9	84.9	12.3	48.5	60.8	10.3	39.2	49.5
傷害	害	61.6	44.3	105.9	65.7	43.6	109.3	69.3	41.3	110.6
自動車	車	65.8	37.8	103.6	71.0	40.5	111.5	74.8	57.3	132.1
自動車損害賠償責任		102.5	29.6	132.1	101.9	27.8	129.7	99.4	22.3	121.7
その他		28.3	54.4	82.7	24.1	66.6	90.7	23.1	50.4	73.5
合計		60.6	41.5	102.1	60.0	43.4	103.4	59.7	49.5	109.2

(注)1. 正味損害率=(正味支払保険金+損害調査費)÷正味収入保険料

2. 正味事業費率=(保険引受に係る営業費及び一般管理費+諸手数料及び集金費)÷正味収入保険料

3. 合算率=正味損害率+正味事業費率

3. 出再控除前の発生損害率、事業費率及びその合算率

(単位:%)

項目	年度	2008年度			2009年度			2010年度		
		発生損害率	事業費率	合算率	発生損害率	事業費率	合算率	発生損害率	事業費率	合算率
火災	災	23.9	64.4	88.3	31.8	105.5	137.3	27.0	106.3	133.3
傷害	害	70.6	33.9	104.5	61.2	32.1	93.3	57.8	29.4	87.2
自動車	車	60.8	37.2	98.0	65.1	39.5	104.6	69.1	55.6	124.7
その他		25.6	47.1	72.7	20.7	61.0	81.7	26.7	45.9	72.6
合計		58.1	38.9	97.0	59.0	43.0	102.0	60.0	50.3	110.3

(注)1. 地震保険及び自動車損害賠償責任保険に係る金額を除いて記載しております。

2. 発生損害率=(出再控除前の発生損害額+損害調査費)÷出再控除前の既経過保険料

3. 事業費率=(支払諸手数料及び集金費+保険引受に係る営業費及び一般管理費)÷出再控除前の既経過保険料

4. 合算率=発生損害率+事業費率

5. 出再控除前の発生損害額=支払保険金+出再控除前の支払備金積増額

6. 出再控除前の既経過保険料=収入保険料-出再控除前の未経過保険料積増額

7. 第三分野につきましては、販売量が極めて少なく有意な情報が得られないため、傷害に含めて表記しております。

4. 国内契約・海外契約別の収入保険料の割合

区分	年 度		
	2008年度	2009年度	2010年度
国内契約	100.0%	100.0%	100.0%
海外契約	-%	-%	-%

(注)上表は、収入保険料(元受正味保険料(除く収入積立保険料)と受再正味保険料の合計)について国内契約および海外契約の割合を記載しております。

5. 出再を行った再保険者の数と出再保険料の上位5社の割合

	出再先保険会社の数	出再保険料のうち上位5社の出再先に集中している割合 (%)
2009年度	9	96.65
2010年度	8	96.95

(注1)出再先保険会社の数は、特約再保険を1千万円以上出再している再保険者(プール出再を含む)を対象にしています。

(注2)第三分野保険(保険業法施行規則第71条に基づき保険料積立金を積み立てない保険契約)の該当はありません。

6. 出再保険料の格付ごとの割合

格付区分	A以上	BBB以上	その他 (格付なし・不明・BB以下)	合計
2009年度	100.0%	—	—	100.0%
2010年度	100.0%	—	—	100.0%

(注1)特約再保険を1千万円以上出再している再保険者を対象としています。ただし、再保険プールを含んでいません。

格付区分は、以下の方法により区分しています。

<格付区分の方法>

①スタンダード・アンド・プアーズ社の格付けを使用しています。

②この格付けがない場合はA. M. ベスト社の格付けを使用しています。この場合、A-以上は「A以上」、B++およびB+は「BBB以上」、B未満は「その他(格付なし・不明・BB以下)」に区分しています。

(注2)第三分野保険(保険業法施行規則第71条に基づき保険料積立金を積み立てない保険契約)の該当はありません。

7. 未収再保険金の推移

(単位:百万円)

		2008年度	2009年度	2010年度
1	年度開始時の未収再保険金	45	82	140
2	当該年度に回収できる事由が発生した額	390	581	788
3	当該年度回収等	353	523	733
4	年度末の未収再保険金 (1 + 2 - 3)	82	140	195

(注1) 地震・自賠責保険に係る金額を除いております。

(注2)第三分野保険(保険業法施行規則第71条に基づき保険料積立金を積み立てない保険契約)の該当はありません。

経理に関する指標等

1. 保険契約準備金

(1) 支払備金

(単位:百万円)

年 度 種 目	2008年度末	2009年度末	2010年度末
火 災	180	225	252
傷 害	1,245	1,268	1,269
自 動 車	3,551	3,187	2,886
自動車損害賠償責任	151	153	175
そ の 他	123	110	158
合 計	5,253	4,946	4,741

(2) 責任準備金

(単位:百万円)

年 度 種 目	2008年度末	2009年度末	2010年度末
火 災	3,302	4,446	6,189
傷 害	4,647	4,255	3,672
自 動 車	3,290	3,086	2,859
自動車損害賠償責任	1,895	1,841	1,788
そ の 他	767	783	801
合 計	13,903	14,413	15,310

2. 責任準備金積立水準

区 分		2008年度末	2009年度末	2010年度末
積立方式	標準責任準備金 対象契約	-	-	-
	標準責任準備金 対象外契約	平準純保険料式 又は全期チルメル式	平準純保険料式 又は全期チルメル式	平準純保険料式 又は全期チルメル式
積 立 率		100.0%	100.0%	100.0%

- (注) 1. 積立方式及び積立率は、保険業法第3条第5項第1号に掲げる保険に係る保険契約及び保険業法第3条第5項第1号に掲げる保険を主たる保険としている保険契約を除いております。
2. 保険料積立金及び積立保険に係る払戻積立金以外について積立方式という概念がないため、積立方式は保険料積立金及び積立保険に係る払戻積立金について記載しております。
3. 積立率=(実際に積立てている普通責任準備金+払戻積立金)÷(下記(1)~(3)の合計額)
- (1)標準責任準備金対象契約に係る平成8年大蔵省告示第48号に定める方式により計算した保険料積立金及び払戻積立金(保険業法施行規則第68条第2項に定める保険契約に限る)
- (2)標準責任準備金対象外契約に係る平準純保険料式により計算した平成13年7月1日以降に保険期間が開始する保険契約に係る保険料積立金、保険業法施行規則第68条第2項に定める保険契約以外の保険契約で平成13年7月1日以降に保険期間が開始する保険契約に係る普通責任準備金及び払戻積立金
- (3)平成13年7月1日以降に保険期間が開始する保険契約に係る未経過保険料

3. 引当金明細表

(単位:百万円)

区分	2008年度 末残高	2009年度 増加額	2009年度減少額		2009年度 末残高	2010年度 増加額	2010年度減少額		2010年度 末残高	摘要
			目的使用	その他			目的使用	その他		
貸 倒 引 当 金	一般貸倒引当金	-	-	-	-	-	-	-	-	
	個別貸倒引当金	-	0	-	-	0	0	-	(※) 0	0
	計	-	0	-	-	0	0	-	0	0
賞与引当金	193	206	193	-	206	217	206	-	217	
役員退職慰労引当金	27	7	-	-	34	7	-	-	42	
価格変動準備金	7	6	-	-	14	7	14	-	7	

4. 貸付金償却の額

該当ありません。

5. 損害率の上昇に対する経常利益の変動

損害率の上昇シナリオ	すべての保険種目について、均等に発生損害率が1%上昇すると仮定いたします。		
計算方法	○增加する発生損害額=既経過保険料×1% ○增加する発生損害額のうち、正味支払保険金、支払備金積増額の内訳については、当年度発生事故におけるそれぞれの割合により按分しております。 ○増加する異常危険準備金取崩額=正味支払保険金の増加を考慮した取崩額 -決算時取崩額 ○経常利益の減少額=増加する発生損害額-増加する異常危険準備金取崩額		
経常利益の減少額	2009年度	101百万円 (注)異常危険準備金残高の取崩額	23百万円
	2010年度	99百万円 (注)異常危険準備金残高の取崩額	23百万円

(注) 地震保険、自動車損害賠償責任保険については、ノーロス・ノープロフィットの原則に基づき、増加する発生保険金は責任準備金の取崩等により相殺しております。

6. 事業費(含む損害調査費)

(単位:百万円)

年 度 区 分	2008年度	2009年度	2010年度
人件費	2,656	2,545	2,808
物件費	2,020	2,631	3,651
税金・拠出金等	125	161	126
火災予防拠出金および交通事故予防拠出金	0	0	0
保険契約者保護機構に対する負担金	6	7	7
諸手数料及び集金費	1,746	1,761	1,727
合計	6,555	7,107	8,322

(注) 金額は損益計算書における損害調査費、営業費及び一般管理費、諸手数料及び集金費の合計額です。

7. 売買目的有価証券運用益明細表

(単位:百万円)

年 度 区 分	2008年度	2009年度	2010年度
国 債 等	-	-	-
株 式	2	4	2
外 国 証 券	-	-	-
その他の有価証券	-	-	-
合 計	2	4	2

8. 売買目的有価証券運用損明細表

(単位:百万円)

年 度 区 分	2008年度	2009年度	2010年度
国 債 等	-	-	-
株 式	0	1	0
外 国 証 券	-	-	-
その他の有価証券	-	-	-
合 計	0	1	0

9. 有価証券売却益明細表

(単位:百万円)

年 度 区 分	2008年度	2009年度	2010年度
国 債 等	0	-	52
株 式	7	3	53
外 国 証 券	82	68	-
その他の有価証券	110	-	-
合 計	200	71	106

10. 有価証券売却損明細表

(単位:百万円)

年 度 区 分	2008年度	2009年度	2010年度
国 債 等	0	-	-
株 式	-	-	0
外 国 証 券	-	76	53
その他の有価証券	-	-	-
合 計	0	76	54

11. 有価証券評価損明細表

(単位:百万円)

年 度 区 分	2008年度	2009年度	2010年度
国 債 等	0	-	-
株 式	23	-	-
外 国 証 券	99	-	-
その他の有価証券	239	-	-
合 計	364	-	-

12. 減価償却費明細表

(単位:百万円、%)

資産の種類	取得原価	2010年度 償却額	償却累計額	2010年度末 残高	償却累計率
有形固定資産					
建 物	138	4	121	17	87.5
リース資産	481	67	116	365	24.1
その他の有形固定資産	52	0	49	2	94.4
有形固定資産計	672	72	286	385	42.7
無形固定資産					
ソ フ ト ウ ェ ア	2,478	270	1,843		
リース資産	59	1	57		
無形固定資産計	2,538	272	1,901		

(注)建物及びその他の有形固定資産の減価償却は定率法により行っております。

13. 固定資産処分益

該当ありません。

14. 固定資産処分損

(単位:百万円)

年 度 区 分	2008年度	2009年度	2010年度
不動産	1	0	2
土地	-	-	-
建物	1	0	2
リース資産	-	-	-
その他の有形固定資産	0	0	-
合 計	1	0	2

15. 貸付用不動産等減価償却明細

該当ありません。

資産運用に関する指標

1. 資産運用の方針

契約者の皆さまからいただいた保険料からなる資産の運用にあたっては、将来の保険金支払に備えるべく、流動性の高い運用資産のウェイトを厚目に確保すると共に、債券を中心分散投資を行ない、運用の多様化、効率化を図る一方、価格変動リスクの大きい資産の保有割合を圧縮するなどリスクの軽減化策にも努め、安定収益の実現に向け取組んでおります。

また、総資産のうち約7%が満期時に満期返れい金をお支払いする積立保険（貯蓄型保険）の資産であることから、安全性には特段の注意を払い、資産と負債のマッチングを図りつつ、効率的な運用を行うことにより総合的な運用収益向上に努めております。

資産運用リスクの管理におきましても、保有資産の価格変動リスク、信用リスク等を計量的に捉え、リスク量がどのレベルにあるかを逐次把握し、リスク管理・コンプライアンス委員会等で資産内容の状況をウォッチするなど、リスク管理には充分な配慮を行なうよう努めております。

2. 現金および預貯金の推移

(単位:百万円)

年 度 区 分	2008年度末	2009年度末	2010年度末
現 金	13	13	5
預 貯 金	979	10,782	4,022
郵便振替・郵便貯金	28	32	250
当座預金	798	683	3,659
普通預金	152	10,066	113
通知預金	—	—	—
定期預金	—	—	—
外貨預金	—	—	—
合 計	993	10,796	4,028

3. 運用資産及び総資産の推移

(単位:百万円、%)

年 度 区 分	2008年度末		2009年度末		2010年度末	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比
預 貯 金	979	4.0	10,782	31.4	4,022	12.2
コールローン	—	—	—	—	—	—
買現先勘定	—	—	—	—	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—	—	—	—	—
買入金銭債権	—	—	—	—	—	—
商品有価証券	—	—	—	—	—	—
金銭の信託	1,249	5.1	1,316	3.8	1,316	4.0
有価証券	19,650	80.3	19,223	56.0	23,104	69.9
うち株式	91	0.4	137	0.4	166	0.5
貸付金	23	0.1	20	0.1	16	0.0
土地・建物	19	0.1	15	0.0	17	0.1
運用資産	21,922	89.6	31,359	91.3	28,477	86.2
総資産	24,460	100.0	34,342	100.0	33,049	100.0

4. 利息及び配当金収入の額及び運用資産利回り(インカム利回り)の推移 (単位:百万円、%)

区分	年度		2008年度		2009年度		2010年度	
	収入金額	利回り	収入金額	利回り	収入金額	利回り	収入金額	利回り
預 貯 金	0	0.00	0	0.00	2	0.04		
コ ー ル ロ ー ン	-	-	-	-	-	-	-	-
買 現 先 勘 定	-	-	-	-	-	-	-	-
債券貸借取引支払保証金	-	-	-	-	-	-	-	-
買 入 金 錢 債 権	-	-	-	-	-	-	-	-
商 品 有 価 証 券	-	-	-	-	-	-	-	-
金 錢 の 信 託	10	0.78	10	0.75	14	1.00		
有 価 証 券	319	1.60	302	1.59	278	1.27		
うち 株 式	2	2.26	1	3.04	3	5.11		
貸 付 金	0	2.35	0	2.50	0	2.65		
土 地 ・ 建 物	-	-	-	-	-	-	-	-
小 計	331	1.48	313	1.41	295	0.99		
そ の 他	1		2		2			
合 計	332		316		297			

(注)運用資産利回り(インカム利回り)

資産運用に係る成果をインカム収入(利息及び配当金収入)の観点から示す指標です。

分子を[利息及び配当金収入]、分母を[取得原価又は償却原価による平均残高]として算出しています。

5. 資産運用利回り(実現利回り)

(単位:百万円、%)

区分	年度			2008年度			2009年度			2010年度		
	損益の額	平均運用額	利回り	損益の額	平均運用額	利回り	損益の額	平均運用額	利回り	損益の額	平均運用額	利回り
預 貯 金	0	979	0.00	0	1,770	0.00	2	6,322	0.04			
コ ー ル ロ ー ン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
買 現 先 勘 定	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
債券貸借取引支払保証金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
買 入 金 錢 債 権	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
商 品 有 価 証 券	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
金 錢 の 信 託	△110	1,377	△8.00	67	1,392	4.82	0	1,402	0.02			
有 価 証 券	112	20,028	0.56	265	18,985	1.40	241	21,982	1.10			
公 社 債	186	14,564	1.28	193	14,667	1.32	239	18,047	1.33			
株 式	△12	90	△13.96	9	64	14.13	58	60	96.81			
外 国 証 券	71	4,045	1.76	25	3,156	0.82	△84	2,021	△4.16			
その他の証券	△132	1,328	△9.99	36	1,096	3.33	28	1,853	1.52			
貸 付 金	0	26	2.35	0	22	2.50	0	16	2.65			
土 地 ・ 建 物	-	24	-	-	19	-	-	22	-			
金 融 派 生 商 品	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
そ の 他	△3	-	-	△2	-	-	△3	-	-			
合 計	△1	22,436	△0.00	330	22,190	1.49	241	29,746	0.81			

(注)資産運用利回り(実現利回り)

資産運用に係る成果を当年度の期間損益への寄与の観点から示す指標です。

分子を[資産運用収益]+[積立保険料等運用益]-[資産運用費用]、分母を[取得原価又は償却原価による平均残高]として算出しています。

6. (参考)時価総合利回り

(単位:百万円、%)

区分	年度	2008年度			2009年度			2010年度		
		損益の額	平均運用額	利回り	損益の額	平均運用額	利回り	損益の額	平均運用額	利回り
預 貯 金		0	979	0.00	0	1,770	0.00	2	6,322	0.04
コ ー ル ロ ー ン		-	-	-	-	-	-	-	-	-
買 現 先 勘 定		-	-	-	-	-	-	-	-	-
債券貸借取引支払保証金		-	-	-	-	-	-	-	-	-
買 入 金 錢 債 権		-	-	-	-	-	-	-	-	-
商 品 有 価 証 券		-	-	-	-	-	-	-	-	-
金 錢 の 信 託	△110	1,361	△8.09	67	1,250	5.37	0	1,317	0.03	
有 価 証 券	△833	20,922	△3.98	715	18,934	3.78	159	22,381	0.71	
公 社 債	△5	14,729	△0.04	457	14,640	3.12	160	18,284	0.88	
株 式	△57	160	△35.92	58	90	65.09	96	135	71.37	
外 国 証 券	△363	4,358	△8.34	48	3,035	1.61	△102	1,922	△5.34	
その他の証券	△406	1,673	△24.27	150	1,167	12.87	5	2,039	0.26	
貸 付 金	0	26	2.35	0	22	2.50	0	16	2.65	
土 地 ・ 建 物	-	24	-	-	19	-	-	22	-	
金 融 派 生 商 品	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
そ の 他	△3	-	-	△2	-	-	△3	-	-	
合 計	△946	23,315	△4.06	780	21,997	3.55	159	30,060	0.53	

(注)実現利回りにその他有価証券の評価差額等を加味したもので時価ベースでの運用効率を示す指標です。

分子を[資産運用収益]+[積立保険料等運用益]-[資産運用費用]+[当期末評価差額]-[前期末評価差額]、分母を[取得原価又は償却原価による平均残高]+[その他の有価証券に係る前期末評価差額]+[金銭の信託および売買目的有価証券に係る前期末評価損益]で算出しています(評価差額は税効果控除前の金額による)。

7. 海外投融資残高及び構成比及び利回り

(単位:百万円、%)

区分	年 期	2008年度末		2009年度末		2010年度末	
		残高	構成比	残高	構成比	残高	構成比
外 貨 建	公 社 債	2,043	54.6	1,436	56.1	784	58.3
	公 社 債	-	-	-	-	-	-
	そ の 他	219	5.9	121	4.7	58	4.4
円 貨 建	外 貨 建 資 産 計	2,262	60.5	1,557	60.9	843	62.7
	非 居 住 者 貸 付	-	-	-	-	-	-
	公 社 債(円建外債)	1,478	39.5	1,001	39.1	502	37.3
	そ の 他	-	-	-	-	-	-
円 貨 建 資 産 計		1,478	39.5	1,001	39.1	502	37.3
合 計		3,741	100.0	2,559	100.0	1,345	100.0
海 外 投 資 利 回 り							
運用資産利回り(イカム利回り)			2.20		2.18		2.68
資産運用利回り(実現利回り)			1.76		0.82		△4.16
(参考) 時価総合利回り			△8.34		1.61		△5.34

8. 商品有価証券

該当ありません。

9. 保有有価証券の種類別の残高及び合計に対する構成比 (単位:百万円、%)

区分	年 度	2008年度末		2009年度末		2010年度末	
		金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
国 債	債	4,280	21.8	4,111	21.4	8,543	37.0
地 方 債	債	708	3.6	616	3.2	1,453	6.3
社 債	債	9,624	49.0	10,414	54.2	9,390	40.6
株 式	式	91	0.5	137	0.7	166	0.7
外 国 証 券		3,741	19.0	2,559	13.3	1,345	5.8
その他の証券		1,204	6.1	1,383	7.2	2,205	9.5
合 計		19,650	100.0	19,223	100.0	23,104	100.0

10. 保有有価証券利回り (単位: %)

区分	年 度	2008年度			2009年度			2010年度		
		運用資産利回り (インカム利回り)	資産運用利回り (実現利回り)	(参考) 時価総合利回り	運用資産利回り (インカム利回り)	資産運用利回り (実現利回り)	(参考) 時価総合利回り	運用資産利回り (インカム利回り)	資産運用利回り (実現利回り)	(参考) 時価総合利回り
公 社 債	債	1.28	1.28	△0.04	1.30	1.32	3.12	1.04	1.33	0.88
株 式		2.26	△13.96	△35.92	3.04	14.13	65.09	5.11	96.81	71.37
外 国 証 券		2.20	1.76	△8.34	2.18	0.82	1.61	2.68	△4.16	△5.34
その他の証券		3.24	△9.99	△24.27	3.71	3.33	12.87	1.82	1.52	0.26
合 計		1.60	0.56	△3.98	1.59	1.40	3.78	1.27	1.10	0.71

(注)利回りの計算方法は4、5、6の注記のとおりです。

11. 有価証券の種類別の残存期間別残高 (単位:百万円)

区分	残存期間	2009年度末							合 計	
		1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	合 計	1年以下	1年超 3年以下
2009年度末	国 債	604	1,836	829	524	316	-	-	4,111	
	地 方 債	100	102	311	103	-	-	-	616	
	社 債	1,527	4,825	2,507	1,138	415	-	-	10,414	
	株 式	-	-	-	-	-	137		137	
	外 国 証 券	1,071	858	570	-	-	58		2,559	
	その他の有価証券	6	7	-	-	92	1,276		1,383	
合 計		3,310	7,630	4,218	1,766	824	1,472		19,223	
2010年度末	国 債	4,016	1,715	834	1,270	707	-	-	8,543	
	地 方 債	101	-	405	633	314	-	-	1,453	
	社 債	1,961	4,073	1,895	1,143	316	-	-	9,390	
	株 式	-	-	-	-	-	166		166	
	外 国 証 券	523	640	181	-	-	-	-	1,345	
	その他の有価証券	4	-	967	87	-	1,146		2,205	
合 計		6,606	6,429	4,283	3,134	1,338	1,312		23,104	

(注)10年超には期間の定めのないものを含んでいます。

12. 業種別保有株式の額

(単位:千株、百万円、%)

年 度 区 分	2008年度末			2009年度末			2010年度末		
	株 数	金 額	構成比	株 数	金 額	構成比	株 数	金 額	構成比
輸送用機器	20	3	3.6	20	4	3.4	20	3	2.4
商業	12	18	20.7	12	19	14.3	12	20	12.0
金融・保険業	57	6	6.9	57	6	4.4	50	2	1.7
情報・通信業	25	20	22.4	22	19	14.5	22	31	18.6
陸運業	134	16	17.9	134	50	37.0	67	68	41.0
サービス業	3	26	28.5	3	36	26.6	3	40	24.2
合 計	252	91	100.0	249	137	100.0	175	166	100.0

(注) 1. 業種別区分は、証券取引所の業種分類に準じています。

2. 陸運業は空運業を含んでいます。また小売業は商業として、その他金融業は金融保険業として記載しています。

13. 貸付金の残存期間別の残高

(単位:百万円)

年 度 区 分	残存期間	1年以下	1年超	3年超	5年超	7年超	10年超	合 計
			3年以下	5年以下	7年以下	10年以下		
2009年 度 末	貸 付 金	20	-	-	-	-	-	20
	変 動 金 利	-	-	-	-	-	-	-
	固 定 金 利	20	-	-	-	-	-	20
	うち国内企業向け	-	-	-	-	-	-	-
	変 動 金 利	-	-	-	-	-	-	-
	固 定 金 利	-	-	-	-	-	-	-
2010年 度 末	貸 付 金	16	-	-	-	-	-	16
	変 動 金 利	-	-	-	-	-	-	-
	固 定 金 利	16	-	-	-	-	-	16
	うち国内企業向け	-	-	-	-	-	-	-
	変 動 金 利	-	-	-	-	-	-	-
	固 定 金 利	-	-	-	-	-	-	-

14. 担保別貸付金残高

(単位:百万円、%)

年 度 区 分	2008年度末		2009年度末		2010年度末	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比
担 保 貸 付	-	-	-	-	-	-
有価証券担保貸付	-	-	-	-	-	-
不動産・動産・財団担保貸付	-	-	-	-	-	-
指名債権担保貸付	-	-	-	-	-	-
保 証 貸 付	-	-	-	-	-	-
信 用 貸 付	-	-	-	-	-	-
そ の 他	-	-	-	-	-	-
一 般 貸 付 計	-	-	-	-	-	-
約 款 貸 付	23	100.0	20	100.0	16	100.0
合 計 (うち劣後特約付貸付)	23	100.0	20	100.0	16	100.0
	-	-	-	-	-	-

15. 使途別の貸付金残高及び構成比

(単位:百万円、%)

区 分	年 度		2008年度末		2009年度末		2010年度末	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比
運 転 資 金	23	100.0	20	100.0	16	100.0		
設 備 資 金	-	-	-	-	-	-		
合 計	23	100.0	20	100.0	16	100.0		

16. 業種別の貸付残高及び貸付残高の合計に対する割合

(単位:百万円、%)

区 分	年 度		2008年度末		2009年度末		2010年度末	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
農 林・水 産 業	-	-	-	-	-	-	-	-
鉱業・採石業・砂利採取業	-	-	-	-	-	-	-	-
建 設 業	-	-	-	-	-	-	-	-
製 造 業	-	-	-	-	-	-	-	-
卸 売 業・小 売 業	-	-	-	-	-	-	-	-
金 融 業・保 険 業	-	-	-	-	-	-	-	-
不 動 産 業・物 品 賃 貸 業	-	-	-	-	-	-	-	-
情 報 通 信 業	-	-	-	-	-	-	-	-
運 輸 業・郵 便 業	-	-	-	-	-	-	-	-
電 気・ガス・熱 供 紾・水 道 業	-	-	-	-	-	-	-	-
サ ー ビ ス 業 等	-	-	-	-	-	-	-	-
そ の 他	-	-	-	-	-	-	-	-
(うち個人住宅・消費者ローン)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
小 計	-	-	-	-	-	-	-	-
公 共 団 体	-	-	-	-	-	-	-	-
公 社・公 団	-	-	-	-	-	-	-	-
約 款 貸 付	23	100.0	20	100.0	16	100.0		
合 計	23	100.0	20	100.0	16	100.0		

(注) 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じています。

17. 規模別の貸付金残高及び貸付残高の合計に対する割合

該当ありません。

18. 貸付金地域別内訳

該当ありません。

19. 劣後特約付貸付残高

該当ありません。

20. 有形固定資産明細表

(単位:百万円)

年 度 区 分	2008年度末	2009年度末	2010年度末
土 地 営 業 用	— —	— —	— —
建 物 営 業 用	19 19	15 15	17 17
土 地・建 物 合 計	19	15	17
営 業 用	19	15	17
不 動 産 計 営 業 用	19 19	15 15	17 17
リ ー ス 資 産	130	151	365
その他の有形固定資産	4	3	2
合 计	154	171	385

21. 支払承諾の残高内訳

該当ありません。

22. 支払承諾見返の担保別内訳

該当ありません。

23. 長期性資産

(単位:百万円)

年 度 区 分	2008年度末	2009年度末	2010年度末
長 期 性 資 產	3,141	2,875	2,446

(注)長期性資産は、積立保険の払戻積立金・契約者配当準備金等の合計額を表示しております。

24. 公共関係投融資の推移(新規引受ベース)

該当ありません。

25. 住宅関連融資

該当ありません。

26. 各種ローン金利

(単位: %)

適用期間							一般貸付標準金利 (長期プライムレート)	
2009年度	2009年	4月	1日	～	2009年	4月	9日	2.25
	2009年	4月	10日	～	2009年	5月	7日	2.30
	2009年	5月	8日	～	2009年	7月	9日	2.10
	2009年	7月	10日	～	2009年	8月	10日	1.90
	2009年	8月	11日	～	2009年	9月	9日	1.95
	2009年	9月	10日	～	2009年	10月	8日	1.80
	2009年	10月	9日	～	2009年	11月	9日	1.70
	2009年	11月	10日	～	2009年	12月	9日	1.85
	2009年	12月	10日	～	2010年	3月	9日	1.65
	2010年	3月	10日	～	2010年	3月	31日	1.60
2010年度	2010年	4月	1日	～	2010年	4月	8日	1.60
	2010年	4月	9日	～	2010年	5月	10日	1.65
	2010年	5月	11日	～	2010年	6月	9日	1.60
	2010年	6月	10日	～	2010年	8月	9日	1.45
	2010年	8月	10日	～	2010年	9月	9日	1.40
	2010年	9月	10日	～	2010年	10月	7日	1.45
	2010年	10月	8日	～	2010年	11月	9日	1.30
	2010年	11月	10日	～	2010年	12月	9日	1.40
	2010年	12月	10日	～	2011年	1月	11日	1.60
	2011年	1月	12日	～	2011年	2月	9日	1.50
	2011年	2月	10日	～	2011年	3月	9日	1.65
	2011年	3月	10日	～	2011年	3月	31日	1.60

27. 特別勘定に関する指標

該当ありません。

責任準備金残高の内訳

(単位:百万円)

内 訳		普通責任 準備金	異常危険 準備金	払戻積立金	契約者配当 準備金	危険準備金Ⅱ	合計
種 目							
2009年 度末	火 災	3,339	919	180	0	5	4,446
	傷 害	373	1,185	2,693	1	2	4,255
	自 動 車	2,563	522	—	—	0	3,086
	自動車損害賠償責任	1,841	—	—	—	—	1,841
	そ の 他	301	481	—	—	0	783
合 計		8,420	3,109	2,873	2	8	14,413
2010年 度末	火 災	5,041	1,023	117	0	6	6,189
	傷 害	347	993	2,326	2	2	3,672
	自 動 車	2,365	493	—	—	0	2,859
	自動車損害賠償責任	1,788	—	—	—	—	1,788
	そ の 他	288	512	—	—	0	801
合 計		9,831	3,023	2,443	2	8	15,310

期首時点支払備金(見積り額)の当期末状況(ラン・オフ・リザルト)

(単位:百万円)

会計年度	期首支払備金	前期以前発生事故 に係る 当期支払保険金	前期以前発生事故 に係る 当期末支払備金	当期把握 見積り差額
2006年度	4,554	1,943	2,424	186
2007年度	5,081	2,693	2,199	187
2008年度	5,100	3,185	2,414	△499
2009年度	5,356	3,118	2,221	16
2010年度	5,283	3,241	2,043	△1

- (注) 1. 国内元受契約に係る出再控除前の金額であります。
 2. 地震保険及び自動車損害賠償責任保険に係る金額を除いて記載しております。
 3. 当期把握見積り差額=期首支払備金-(前期以前発生事故に係る当期支払保険金+前期以前発生事故に係る当期末支払備金)

事故発生からの期間経過に伴う最終損害見積り額の推移表

●傷害

(単位:百万円)

事故発生年度		2006年度			2007年度			2008年度			2009年度			2010年度		
		金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動
累計保険金	事故発生年度末	860			1,254			1,910			2,246			2,289		
1年後	1,060	1.23	200	1,538	1.23	284	1,959	1.03	48	2,299	1.02	53				
2年後	1,071	1.01	10	1,447	0.94	△90	1,905	0.97	△53							
3年後	1,072	1.00	0	1,425	0.98	△21										
4年後	1,072	1.00	0													
最終損害見積り額		1,072			1,425			1,905			2,299			2,289		
累計保険金		1,062			1,423			1,833			1,997			1,005		
支払備金		9			1			71			301			1,283		

●自動車

(単位:百万円)

事故発生年度		2006年度			2007年度			2008年度			2009年度			2010年度		
		金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動
累計保険金	事故発生年度末	5,443			5,382			4,821			4,758			4,921		
1年後	5,315	0.98	△128	5,355	1.00	△26	4,926	1.02	104	4,823	1.01	65				
2年後	5,416	1.02	101	5,347	1.00	△7	4,886	0.99	△40							
3年後	5,438	1.00	21	5,299	0.99	△47										
4年後	5,419	1.00	△18													
最終損害見積り額		5,419			5,299			4,886			4,823			4,921		
累計保険金		5,288			5,005			4,599			4,346			3,423		
支払備金		131			294			286			477			1,497		

●賠償責任

(単位:百万円)

事故発生年度		2006年度			2007年度			2008年度			2009年度			2010年度		
		金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動
累計保険金	事故発生年度末	59			57			48			72			47		
1年後	47	0.80	△11	51	0.89	△6	52	1.08	3	127	1.76	55				
2年後	44	0.94	△2	47	0.93	△3	52	0.99	△0							
3年後	41	0.94	△2	45	0.97	△1										
4年後	41	0.99	△0													
最終損害見積り額		41			45			52			127			47		
累計保険金		42			46			49			57			23		
支払備金		△0			△0			2			70			24		

- (注) 1. 国内元受契約に係る出再控除前の金額であります。
2. 「比率」欄には、前年度末における累計保険金と支払備金の合計額が、当該年度1年間で変動した倍率を記載しております。
3. 「変動」欄には、前年度末における累計保険金と支払備金の合計額が、当該年度1年間で変動した額を記載しております。

IV. 保険会社の運営

内部統制システムの構築

当社は、2006年5月31日開催の取締役会において、「内部統制システム構築の基本方針」を決議し、基本方針に基づく内部統制の整備を行っております。(最終改定:2011年5月18日一部改定)
下記は、決議された基本方針の概要であります。

《内部統制システム構築の基本方針》

当社は、NKSJホールディングス株式会社および株式会社損害保険ジャパンの定めるグループの各種基本方針をふまえ、以下に定める体制を整備し、もって当社における業務の適正を確保し、企業統治の質の向上を図る。

なお、本基本方針に基づく統制状況を適切に把握および検証し、体制の充実に努める。

1. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、情報管理に関する規程に基づき、取締役の職務執行に係る情報を体系的に保存し、管理する。

2. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、業務遂行に伴うリスクのうち会社経営に重大な影響を及ぼし得る保険引受リスク、資産運用リスク、流動性リスク、オペレーションリスク等について、取締役会が定める「リスク管理基本方針」ならびにリスク管理に関する規程に基づき、個々のリスクを把握、管理する体制およびこれらのリスクを統合、管理する体制を整備する。

また、大規模自然災害等の危機発生時における主要業務の継続および早期復旧の実現を図り、有事における経営基盤の安定と健全性の確保を図る。

3. 取締役および使用人の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役会を原則毎月、および必要に応じて随時開催して経営論議を深めるとともに、適宜情報交換を行うなど取締役間の連携を図る。
- (2) 当社の重要な業務執行に関する事項について、経営会議(原則月二回開催)にて協議し、取締役会の審議の効率化および実効性の向上を図る。
- (3) 執行役員制度を採用して執行責任を分掌させるとともに、使用人の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、組織に関する規程において組織単位ごとの職務分掌、執行責任者、職務権限の範囲、執行手続の細目などを網羅的に定める。

4. 取締役および使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、取締役、執行役員および使用人の職務の執行が法令、定款等に適合することを確保するために必要な体制を次のとおり整備する。

- (1) 取締役会における取締役の職務執行の状況報告等を通じて取締役、執行役員および使用人の職務の執行が法令等に適合していることを確認する。
- (2) 「コンプライアンス基本方針」を定め、コンプライアンス態勢の整備を図るとともに、役職員が「NKSJグループ コンプライアンス行動規範」を遵守して行動するよう、周知徹底を図る。
- (3) 役職員の行動基準となるコンプライアンス・マニュアルの整備および周知徹底ならびにこれに基づく教育・研修の実施を行うとともに、コンプライアンスに関する統括部署において、コンプライアンス課題への対応計画等を定めるコンプライアンス・プログラムの進捗を管理する。
- (4) 取締役会の傘下にリスク管理・コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス推進態勢の整備に係る立案および進捗状況管理などを所管させる。
- (5) 不祥事件等の社内の報告、調査、内部通報、内部監査等の制度を整備し、是正、届出、再発防止等の対応を的確に行う。
- (6) 「顧客情報管理態勢の構築・確保に係る基本方針」を定め、顧客情報の管理等を適切に行う。
- (7) 「利益相反管理基本方針」を定め、顧客の利益が不当に害されるおそれのある取引の管理を適切に行う。
- (8) 「反社会的勢力への対応に関する基本方針」を定め、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係を遮断することに努め、公共の信頼を維持し健全な企業経営を実現する。

5. 財務報告の適切性を確保するための体制

当社は、当社並びにその親会社および子会社からなる企業集団における財務報告の適正性を確保するための体制、その他法令等に定める情報開示について適切な開示が行われるための体制を整備する。

6. 企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、当社並びにその親会社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するために、以下の体制を構築する。

- (1) 親会社との間で締結する覚書等に従い、親会社に対して適切に承認を求め、また、報告を行う。
- (2) NKSJグループの各種基本方針を周知し、これに則った体制の実効性を確保する。

- (3) グループの経営判断に必要な情報収集・調査・検討等を行う体制を整備するとともに、親会社への的確な情報提供等を通じてグループ全体の経営管理等に関する重要事項の経営判断の適切性を確保する。
- (4) 当社が関与する重要なグループ内取引、業務提携、事業再編等を適切に把握し、グループ内取引等の公正性および健全性の確保に寄与する。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社は、監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会において協議し、使用人の中から監査役補助者を選任することとする。

8. 監査役を補助する使用人の取締役からの独立性に関する事項

当社は、監査役補助者の選任、解任、人事上の評価、処遇の決定等にあたっては、監査役補助者に関する規程に基づき、監査役会の意見を聞き、またはその同意を得ることとし、取締役からの独立性を確保する。また、監査役補助者はその職務に関して監査役の指揮命令のみに服し、取締役および業務執行の責任者等から指揮命令を受けない。

9. 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

当社は、監査役会の同意を得て、取締役および使用人が監査役に報告すべき事項および時期を定め、もって監査役の監査の実効性の向上を図る。

取締役および使用人は、上記の定めに基づく報告を確實に行う。また、監査役が当該定めのない事項について報告を求めるときであっても、速やかに対応する。

さらに、監査役が取締役の職務の執行に関して意見を表明し、またはその改善を勧告したときは、当該取締役は、指摘事項への対応の進捗状況を監査役に適宜報告する。

10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、監査役が本社各部門および営業所・サービスセンター等に立ち入って監査を行う場合その他監査役が協力を求める場合(NKSJホールディングス株式会社および株式会社損害保険ジャパンの監査役が協力を求める場合を含む。)は、可能な限り他の業務に優先して監査役に協力する。また、監査役に経営会議その他重要な会議への出席を求める。

11. 内部監査の実効性を確保するための体制

当社は、内部監査の実効性を確保するため、内部監査部門の被監査部門からの独立性を確保するとともに、「内部監査規程」等を整備し、監査計画に基づき適切に内部監査を実施する。

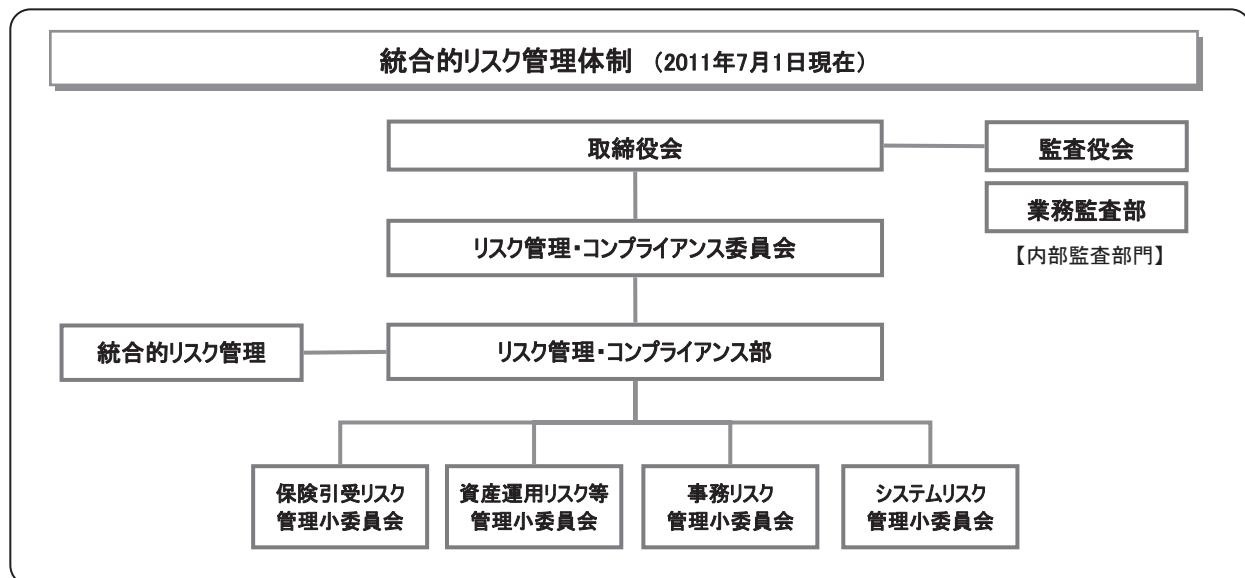
リスク管理の体制

1. リスク管理基本方針

当社は、「NKSJグループ リスク管理基本方針」、株式会社損害保険ジャパンが定める「リスク管理基本方針」および当社の経営方針をふまえ、取締役会において「リスク管理基本方針」を制定しています。この基本方針は、当社が抱えるリスクの状況を的確に把握した上で、不測の損失を回避し、適切にリスクをコントロールすることで財務の健全性を確保する態勢を構築することを目的としています。また、この基本方針に基づき「総合リスク管理規程」を制定し、リスク管理に関する組織体制や業務の遂行に関する重要な事項を定めています。

2. リスク管理体制

当社のリスク管理体制は、リスク管理およびコンプライアンスに関し専門的で深度ある経営論議を行うため、取締役会の直轄組織として社長を委員長、役員を委員とする「リスク管理・コンプライアンス委員会」を設置しており、管理すべきリスクを「保険引受リスク」、「資産運用リスク」、「事務リスク」、「システムリスク」に区分して、各々にリスク管理小委員会を設置する体制としています。各リスク管理小委員会が所管する各々のリスクについては、リスク管理部門との連携のもと、リスク発生部門と相互牽制を図り、リスクの所在の把握、リスクの定量化およびリスク特性に応じた管理を行い、リスク管理・コンプライアンス部が、すべてのリスクを横断して統合的に管理する体制としています。



3. 統合的リスク管理

当社では、定性・定量の両面から統合的リスク管理を行い、リスクを適切にコントロールするよう努めています。また、大規模な自然災害や金融市場の混乱などを想定したストレス・テストを実施することで、会社経営の健全性に与える影響を検証しています。

4. 保険引受リスク

保険引受リスクとは、経済情勢や保険事故の発生率などが保険料設定時の予測に反して変動することにより、損失を被るリスクをいいます。

当社では、収支管理を継続的に実施し、必要に応じて商品内容の改定や引受条件の見直しを行うなど、適時適切な措置を講じてリスクの回避に努めています。また、大規模な自然災害(地震・風水災)については、出先の健全性も踏まえ再保険による対応により、適切にリスクをコントロールしています。

5. 資産運用リスク

資産運用リスクとは、保有する資産・負債の価値が変動することにより損失を被るリスクをいいます。

当社では、資産の健全性と安定的な収益確保を重視する観点から、不動産投資は行わず、円建債券を中心とした運用を行っています。

6. 流動性リスク

流動性リスクとは、巨大災害での資金流出により資金繰りが悪化し、資金の確保に通常よりも著しく低い価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスクや、市場の混乱などにより市場において取引ができず、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスクをいいます。

当社では、流動性資産を十分に確保し、適切な資金繰りリスクの管理を行うとともに、市場流動性リスクについては、定性・定量の両面からリスク管理を行い、リスクの発現防止に努めています。

7. 事務リスク

事務リスクとは、役員、社員または保険募集人などが正確な事務を行わなかつたり、事故・不正などを起こすことにより、お客様に対する業務品質が低下したり、会社が損失を被るリスクをいいます。

当社では、規程・マニュアルを整備し、不具合の発生や環境の変化に応じて適宜見直しを行い、コンプライアンス推進と一体となって適切な事務の遂行に務めています。また、各部門における自主点検、管理部門による研修・指導およびルールの遵守状況のチェックを行うなど、事務リスクの低減に向けた体制強化に取り組んでいます。

8. システムリスク

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウン又は誤作動など、システムの不備などに伴い保険会社が損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより保険会社が損失を被るリスクをいいます。

当社では、情報資産保護の基本方針(セキュリティポリシー)を定め、リスク発現防止に努めています。また、お客様の大切な情報を取り扱うことから、個人情報の漏えい防止も重要なリスク管理項目として位置付け、お客様のデータの取り扱いやネットワーク上のセキュリティに関して万全の安全対策を講じています。

【再保険】

1. 再保険とは

保険会社は、保険金支払責任を果たし、事業の安定を図るために、保険金支払責任の全部または一部を他の保険会社に転嫁して、リスクの平準化と分散化を図っています。ここで、他の保険会社にリスクを転嫁することを「出再」、逆に他の保険会社からリスクを引き受けることを「受再」といい、再保険により調整され、最終的に自己が負う保険責任を「保有」といいます。また、出再・受再を考慮した最終的な自社の保有を「正味保有」といいます。

当社では、自己資本および総資産等を考慮して過大な責任を負うことのないよう保険種目ごとに保有限度額を定め、適切な再保険カバーの構築に努めています。

2. 出再の方針

当社では、正味事業収支の長期安定化を図ることを主要出再方針としています。特に、自然災害はひとつ发生すると巨額の保険金支払責任を負う可能性があるため、巨大災害発生時の予想最大損害額を定量的に把握し、保険引受利益への影響、リスクと資本の状況等を考慮した保有水準となるように出再しています。なお、再保険カバーの手配にあたっては、主要格付機関による格付をベースにした当社の信用度基準を遵守し、信用度の高い出再先の選定を行っています。

3. 受再の方針

受再については抑制的な引受方針としており、慎重に対処しています。

社外・社内の監査・検査体制

1. 社内の監査体制

当社では、会社法に基づき監査役が取締役の職務執行に係る監査を行っているほか、内部監査部門として業務監査部を置き、他部門・組織との相互牽制の下、各部門の業務遂行状況(内部管理態勢等)の適切性・有効性・効率性を検証し、必要に応じて問題点の指摘、改善に向けた提言を行うなど、実効性の高い監査に努めています。

2. 社外の監査・検査体制

当社は、保険業法の定めによる金融庁及び財務省財務局の検査を受けることになっております。また、2010年度の計算書類につきましては会社法に基づき、新日本有限責任監査法人の会計監査を受けております。

法令遵守の体制

1. 法令遵守の徹底

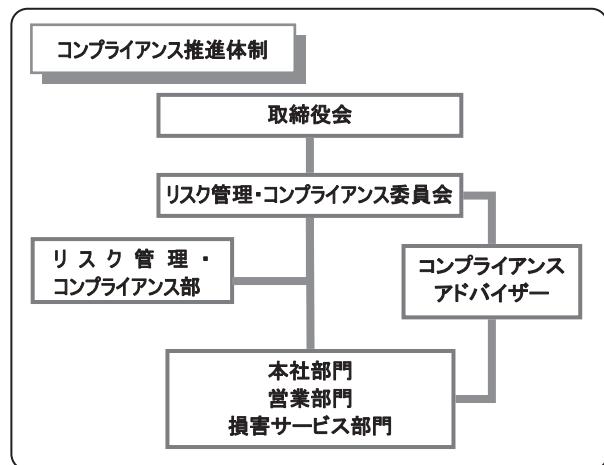
損害保険事業は、国民生活の安定や国民経済の発展に密接なかかわりを持つ公共性の高い事業です。この高い公共的使命と社会的責任を常に認識しつつ、公正・公平な競争を通じて健全な事業を営み、お客様や社会の信頼と期待に応えていくという重要な役割を担っています。

企業に対する自己責任や法令等遵守、ならびに企業倫理確立等への要請はますます高まっており、当社ではコンプライアンスを経営の最重要課題の一つとして位置づけ、法令等を遵守し社会規範に則った行動をとることによりお客様に選んでいただける「オンリーワンの保険会社」をめざします。

2. コンプライアンス推進体制

コンプライアンスを広義のリスクと捉え、リスク管理と一緒にとなってコンプライアンスの推進・徹底を図る目的から「リスク管理・コンプライアンス委員会」を取締役会の直轄組織として設置しています。

また、「リスク管理・コンプライアンス部」を統括部署として、法令等遵守に関する周知徹底や問題の把握およびその対応に努めるとともに、社内各部門においてはコンプライアンスに関する身近な相談役として「コンプライアンスアドバイザー(CA)」を配置しています。



3. コンプライアンス推進方法

法令等遵守の企業風土醸成に向け、年度毎に具体的な活動計画を「コンプライアンス推進計画」として策定しています。

また、コンプライアンス推進月間を設定し、全社一斉にコンプライアンス課題への集中取組を実施することにより、社員意識の向上と問題点の解消など様々なコンプライアンス課題の解決に向けた具体的な取組を実施しています。また、計画的な研修や全ての役員および社員を対象としたコンプライアンステスト等の実施により、コンプライアンスに関する知識の向上を図るとともに、コンプライアンスの推進状況を確認し、より効果的な施策となるよう改善を図っています。

4. 『コンプライアンス・マニュアル』等の作成

全ての役員および社員に対し、コンプライアンスに係わる遵守事項の徹底を図るために、役員および社員の取るべき行動について解説した「コンプライアンス・マニュアル」を作成し配布しています。この冊子を各自が所持し、日常の行動規範とすることで、コンプライアンスに対する意識付けと自己学習の機会を提供しています。また、個人情報保護法等に対応したマニュアルも整備し実践に努めています。

5. コンプライアンスアドバイザー(CA)の任命

コンプライアンスを全社的に推進する目的で「コンプライアンスアドバイザー(以下CAという)」を部門ごとに任命しています。各CAが各社員の身近なところでコンプライアンスに関する相談の受付けやアドバイスを行うことにより、風通しの良い組織風土を醸成するとともに、社内におけるコンプライアンスの一層の推進・定着を図っています。

6. コンプライアンス・ホットライン(内部通報制度)の設置

万一、職場でコンプライアンス問題が発生した場合、本来は職場の共通認識のもとで解決すべきものですが、職場内では十分に問題解決が図れないことも想定されます。そのため、社内で早期に発見し解決する仕組みの一つとして、「コンプライアンス・ホットライン(内部通報制度)」を社内および社外に設けています。専用電話と専用のメールアドレスを用意し、コンプライアンスに関わる通報を受付けています。

第三分野保険に係る責任準備金の確認

当社では、平成10年大蔵省告示第231号に基づくストレス・テストおよび平成12年金融監督庁大蔵省告示第22号に基づく負債十分性テストの対象となる第三分野保険は有しておりません。

個人情報保護宣言

【基本的な考え方】

当社は、NKSJグループの一員として、NKSJグループプライバシーポリシーのもと、個人情報を適正に取り扱うことが社会的責務であり重要であると認識し、個人情報の保護に関する法律その他の関係法令等を遵守して、お客さまの個人情報の保護に努めてまいります。

1. 当社は、業務上必要な範囲内で、かつ、適法で公正な手段によりお客さまの個人情報を取得します。また、法令に定める場合を除き、お客さまの個人情報の利用目的を通知または公表し、利用目的の範囲内で取り扱います。
2. 当社は、法令に定める場合を除き、お客さまご本人の同意なくお客さまの個人データを第三者に提供することはありません。
3. 当社は、NKSJグループの経営管理およびお客さまへの商品・サービスの案内・提供等のため、グループ内でお客さまの個人データを共同利用することがあります。
4. 当社は、お客さまの個人データについて、漏えい、滅失またはき損の防止等に努め、適切な安全管理措置を実施します。また、お客さまの個人データの取扱いを委託する場合は、委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。
5. 当社は、お客さまの個人データの取扱いが適正に行われるよう従業者への教育・指導を徹底します。また、個人情報保護のための管理態勢を継続的に見直し、改善に努めてまいります。
6. 当社は、個人情報の取扱いに関する苦情・相談に対し適切かつ迅速に対応します。また、お客さまからの個人情報の保護に関する法律にもとづく保有個人データの開示、訂正等の請求に適切に対応します。

※「個人情報保護宣言」の詳細は当社ホームページ(<http://www.ins-saison.co.jp/>)をご覧ください。

勧誘方針

当社では、保険業法、金融商品の販売等に関する法律、消費者契約法など各種法令等を遵守し、お客さまのニーズに合った、「適切な保険商品」を販売するため、つぎのとおり「勧誘方針」を定めております。

勧 誘 方 針

『金融商品の販売等に関する法律』にもとづき、勧誘方針を下記のとおり定めております。

1. 保険業法、金融商品の販売等に関する法律、消費者契約法および他の各種法令等を遵守し、適正な保険販売を心掛けます。
2. お客さまの保険に関する知識、保険の加入目的などを総合的に勘案し、お客さまの意向と実状に適合した説明を、分かり易く行うことを心掛け、お客さまが適切な保険商品を選択するお手伝いをして参ります。また、保険販売に際しましては、お客さまのご都合に合わせた時間、場所などに配慮するとともに、様々なご意見、ご指摘等の収集に努め、それを保険販売に反映していくよう、常に努めて参ります。
3. 万が一保険事故が発生した場合におきましては、保険金の支払について迅速かつ適正に対応するよう、常に努力して参ります。

反社会的勢力への対応に関する基本方針

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力による不当要求などに対して毅然とした態度を堅持することによりこれを拒絶するとともに、反社会的勢力との関係を遮断することに努め、公共の信頼を維持し健全な経営を実現するため、次のとおり、「反社会的勢力への対応に関する基本方針」を定めています。

基本方針

当社は、反社会的勢力に対して、次に掲げる基本方針に基づき対応します。

1. 取引を含めた関係遮断

反社会的勢力からの不当要求等に対しては毅然と対応するとともに、統括部署が各部門で抱える反社会的勢力にかかる情報を一元管理することにより、反社会的勢力との関係遮断を確保するための社内体制の整備を行います。

2. 裏取引や資金提供の禁止

反社会的勢力に対して不祥事件等を隠蔽するような裏取引は絶対に行いません。また、いかなる理由があつても、反社会的勢力に対する資金提供は行いません。

3. 外部専門機関との連携

反社会的勢力を排除するために、平素から、警察、弁護士、暴力団追放運動推進センター等の外部専門機関と綿密に連携します。

4. 組織としての対応

反社会的勢力への対応については、担当者や担当部署だけに任せずに、経営陣以下組織として対応するとともに、役職員等の安全を確保します。

5. 有事における民事と刑事の法的対応

反社会的勢力から不当要求等がなされた場合は、積極的に外部機関に相談し、あらゆる民事上の法的対抗手段を講じるとともに、刑事事件化を躊躇しません。

利益相反管理基本方針(概要)

当社は、当社またはグループ金融機関が行う利益相反のある取引について、お客さまの利益が不当に害されることのないよう、法令等およびこの方針に則り適切に管理します。

1. 対象取引および特定方法

<1> 対象取引

当社がこの方針の対象とする「利益相反のある取引」は、当社またはグループ金融機関が行う取引のうち、「お客さまの利益を不当に害するおそれがある取引」をいいます。

なお、この方針における「お客さま」とは、当社またはグループ金融機関とすでに取引関係にある、または取引関係に入る可能性のあるお客さまをいいます。また、グループ金融機関とは、NKSJホールディングス株式会社の子会社または関連会社のうち、別表に掲げる保険会社、金融商品取引業者等をいいます。

<2> 対象取引の類型および特定方法

対象取引には(1)に掲げるような類型がありますが、対象取引に該当するか否かの特定については、(2)に掲げる事情その他の事情を総合的に考慮のうえ個別に判断します。

(1) 対象取引の類型

- ① お客さまの利益と当社またはグループ金融機関の利益が相反する取引
- ② お客さまの利益と当社またはグループ金融機関の他のお客さまの利益が相反する取引
- ③ 当社またはグループ金融機関がお客さまとの関係を通じて入手した非公開情報を利用して当社またはグループ金融機関が利益を得る取引
- ④ 当社またはグループ金融機関がお客さまとの関係を通じて入手した非公開情報を利用して当社またはグループ金融機関の他のお客さまが利益を得る取引

(2) 判断する事情

- ① お客さまが自己の利益が優先されるとの合理的な期待を抱く状況がある場合
- ② お客さまの利益を不当に犠牲にすることにより、当社またはグループ金融機関が経済的利益を得るかまたは経済的損失を避ける可能性がある場合
- ③ お客さまの利益よりも他のお客さまの利益を優先する経済的その他の誘因がある場合

2. 対象取引の管理方法

当社は、対象取引に該当する取引を認識した場合、当該取引に関して次に掲げる方法、またはその他の方法による措置を講じて、お客さまの保護を適切に行いうよう管理します。

- ① 対象取引を行う部門と当該お客さまとの取引を行う部門間で当該取引に係る情報について遮断を行う方法
- ② 対象取引または当該お客さまとの取引の条件または方法を変更する、もしくは提供する役務を限定する方法
- ③ 対象取引または当該お客さまとの取引を回避する方法
- ④ 対象取引に伴い、当該お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、当該お客さまに適切に開示し同意を取得する方法

3. 利益相反管理体制

当社は、利益相反管理統括部署を設置し、対象取引の特定および管理を統括するとともに、利益相反管理態勢の検証および改善ならびに利益相反管理に関する教育・研修を行います。

【別表】

- ① 株式会社損害保険ジャパン
- ② 損保ジャパンひまわり生命保険株式会社
- ③ 損保ジャパン・ディー・アイ・ワイ生命保険株式会社
- ④ 日立キャピタル損害保険株式会社
- ⑤ 損保ジャパンDC証券株式会社

- ⑥ 株式会社損保ジャパン・クレジット
- ⑦ 安田企業投資株式会社
- ⑧ 日本興亜損害保険株式会社
- ⑨ 日本興亜生命保険株式会社
- ⑩ そんぽ24損害保険株式会社
- ⑪ 日本興亜クレジットサービス株式会社
- ⑫ 損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社
- ⑬ 海外で保険事業を営むNKSJグループ内会社

V. 財産の状況

財務諸表

1. 貸借対照表

(単位:百万円)

科 目	年 度 (2009年度 (2010年3月31日現在))	2010年度 (2011年3月31日現在)	
		金 項	額
(資 産 の 部)			
現 金 及 び 預 貯 金		10,796	4,028
現 金		13	5
預 貯 金		10,782	4,022
金 錢 の 信 託		1,316	1,316
有 働 働 証 券		19,223	23,104
国 債		4,111	8,543
地 方 債		616	1,453
社 債		10,414	9,390
株 式		137	166
外 国 証 券		2,559	1,345
そ の 他 の 証 券		1,383	2,205
貸 付 金		20	16
保 険 約 款 貸 付		20	16
有 形 固 定 資 産		171	385
建 物		15	17
リ 一 ス 資 産		151	365
その他の有形固定資産		3	2
無 形 固 定 資 産		897	1,958
ソ フ ト ウ ェ ア		824	1,843
リ 一 ス 資 産		-	57
ソ フ ト ウ ェ ア 仮 勘 定		50	35
その他の無形固定資産		23	21
そ の 他 資 産		1,917	2,239
未 収 保 険 料		318	480
代 理 店 貸		54	13
共 同 保 険 貸		30	22
再 保 険 貸		256	362
未 収 金		265	283
未 収 収 益		77	76
預 託 金		299	407
地 震 保 険 預 託 金		181	196
仮 払 金		433	397
貸 倒 引 当 金		△0	△0
資 産 の 部 合 計		34,342	33,049

(単位:百万円)

科 目	年 度	2009年度 (2010年3月31日現在)	2010年度 (2011年3月31日現在)
		金 額	金 額
(負 債 の 部)			
保 险 契 約 準 備 金		19,359	20,051
支 払 備 金		4,946	4,741
責 任 準 備 金		14,413	15,310
そ の 他 負 債		1,431	1,986
共 同 保 险 借		20	23
再 保 险 借		539	626
代 理 業 务 借		0	0
未 払 法 人 税 等		58	60
預 り 金		16	14
未 払 金		559	799
仮 受 金		81	32
リ 一 ス 債 務		154	429
退 職 給 付 引 当 金		364	218
役 員 退 職 慰 劳 引 当 金		34	42
賞 与 引 当 金		206	217
特 別 法 上 の 準 備 金		14	7
価 格 変 動 準 備 金		14	7
繰 延 税 金 負 債		100	85
負 債 の 部 合 計		21,510	22,610
(純 資 産 の 部)			
資 本 金		8,610	8,610
資 本 剰 余 金		6,848	6,848
資 本 準 備 金		6,848	6,848
そ の 他 資 本 剰 余 金		0	0
利 益 剰 余 金		△2,925	△5,250
そ の 他 利 益 剰 余 金		△2,925	△5,250
繰 越 利 益 剰 余 金		△2,925	△5,250
株 主 資 本 合 計		12,532	10,207
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金		299	231
評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		299	231
純 資 産 の 部 合 計		12,831	10,439
負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計		34,342	33,049

2010年度貸借対照表の注記事項

1. 有価証券の評価基準及び評価方法は次のとおりであります。
 - (1) 売買目的有価証券の評価は、時価法により行っております。なお、売却原価の算定は移動平均法に基づいております。
 - (2) 満期保有目的の債券の評価は、償却原価法(定額法)により行っております。
 - (3) その他有価証券のうち時価のあるものの評価は、当事業年度末日の市場価格等に基づく時価法により行っております。
なお、評価差額は全部純資産直入法により処理し、また、売却原価の算定は移動平均法に基づいております。
 - (4) その他有価証券のうち時価を把握することが極めて困難と認められるものの評価は、移動平均法に基づく原価法または償却原価法(定額法)により行っております。
2. 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
3. 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は定率法により行っております。
4. 無形固定資産に計上している自社利用のソフトウェアの償却については、社内における利用可能期間(5年～10年)に基づく定額法により償却しております。
5. 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。
6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算は、原則として外貨建取引等会計処理基準に準拠して行っております。
7. 貸倒引当金は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に基づき、次のとおり計上しております。
破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している債務者に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額等を控除し、その残額を引き当てております。
今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者等に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を引き当てております。
上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乘じた額を引き当てております。
また、全ての債権は資産の自己査定基準に基づき、経理財務部及びリスク管理・コンプライアンス部が資産査定を実施し、当該実施部署から独立した業務監査部が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。
8. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
なお、会計基準変更時差異は、15年による按分額を費用処理しております。
過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により損益処理しております。
数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により翌期から損益処理しております。
9. 役員退職慰労引当金は、役員に対する退職慰労金の支給に備えるため、内部規定による支給見込み額のうち当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。
10. 賞与引当金は、従業員賞与に充てるため、当事業年度末の支給見込額を基準に計上しております。
11. 価格変動準備金は、株式等の価格変動による損失に備えるため、保険業法第115条の規定に基づき計上しております。
12. 所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

13. 消費税等の会計処理は税込方式によっております。
14. 当事業年度より「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。これによる損益に与える影響はありません。
15. 金融商品関係
1. 金融商品の状況に関する事項
 - (1) 金融商品に対する取組方針

当社は「運用資産の流動性と安全性に留意しつつ、安定的な収益の確保を図ることを基本方針として、リスク管理に留意した資産運用を行っています。運用の中心となる円建債券への投資に加え、株式・外貨建債券等への投資を行うなど、国内外でのリスク分散を図り、中長期的な収益確保を目指しています。
 - (2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社が保有する金融資産は主として有価証券であり、内約9割を占める円建債券のほか、株式等への投資も行っています。円建債券は一部を除き固定金利資産であり、金利が上昇した場合には資産価値が減少するほか、株式等についても相場の変動により市場価格が下落するなど、価格変動リスクに晒されています。

また、リスク分散を図るため、外貨建資産への投資を行っており、為替変動リスクに晒されています。

一方、当社が保有している有価証券は、発行体の信用力の低下や破綻により、価値が大幅に減少する、あるいは利息や元本の回収が不能になるなど、信用リスクに晒されています。

また、巨大災害が発生した場合等、予想を上回る資金流出により資金繰りに支障を及ぼす等の流動性リスクに晒されています。
 - (3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社では、「NKSJグループ リスク管理基本方針」、株式会社損害保険ジャパンが定める「リスク管理基本方針」及び当社の経営方針に則り、当社が抱えるリスクの状況を的確に把握した上で、不測の損失を回避し、適切にリスクをコントロールすることで財務の健全性を確保する態勢を構築するため、取締役会が「リスク管理基本方針」を制定しています。また、基本方針に基づき「総合リスク管理規程」を制定し、リスク管理に関する組織体制や業務の遂行に関する重要な事項を定めています。

金融商品に係るリスク管理を含めた統合的なリスク管理については、リスク管理・コンプライアンス部を設置するとともに、この金融商品に係るリスクを適切に管理するために経理財務部をリスク管理部門として定めている他、経営陣によるリスク管理・コンプライアンス委員会を定期的に開催し、金融商品に係る保有リスクについて協議・決議を行っています。

 - ① 信用リスクの管理

当社では、VaR(バリュー・アット・リスク)の手法により信用リスク量(予想最大損失)を定期的に計測し管理しています。

また、与信管理の一環として、同一の企業等への与信集中を回避するための限度枠管理を行なっています。
 - ② 市場リスクの管理
 - <1> 価格変動リスクの管理

当社では、VaR(バリュー・アット・リスク)の手法によりリスク量(予想最大損失)を定期的に計測することで価格変動リスクを管理しています。また、特定の資産にリスクが集中しないよう、各資産に限度枠を設け管理しています。
 - <2> 為替リスクの管理

当社では、外貨建資産にかかる含み損益のモニタリング及びVaR(バリュー・アット・リスク)の手法によるリスク量(予想最大損失)を定期的に計測することで為替リスクを管理しています。
 - ③ 流動性リスク管理

当社では、日々の資金繰り管理の他に、巨大災害発生時の保険金支払いなどに対応するために必要な流動性所要額を内規で定め、当該所要額以上の流動性資産が確保されていることを定期的に確認しています。
 - (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2.金融商品の時価等に関する事項

平成23年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれていません。((注2)参照)

	(単位:百万円)		
	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預貯金	4,028	4,028	-
(2)金銭の信託	1,316	1,316	-
(3)有価証券	23,044	23,044	0
満期保有目的の債券	0	0	0
その他有価証券	23,044	23,044	-
資産計	28,389	28,389	0

(注1)金融商品の時価の算定方法

資産

(1)現金及び預貯金

預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

(2)金銭の信託

金銭の信託の評価は、信託財産を構成している個々の金融商品について、有価証券に準じた方法により評価しています。

(3)有価証券

上場株式の時価には市場価格を採用し、非上場株式は時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券として取り扱っています。

債券の時価には日本証券業協会が発表する店頭基準気配値等の市場価格を採用し、市場価格がない場合にはブローカーまたは情報ベンダーから入手する合理的に算定された評価価格を採用しています。

投資信託の時価には市場価格(取引所における取引価格及び業界団体が公表する基準価格)を採用し、市場価格がない場合にはブローカーまたは情報ベンダーから入手する合理的に算定された評価価格を採用しています。

投資信託のうち預金と同様の性格を有するものは、取得原価に基づいた評価を行うものとします。

(注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は、次のとおりであり、「(3) 有価証券」には含めていません。

非上場株式及び海外の非上場株式に投資を行っている外国投資信託については、市場価格がなく、かつ、将来のキャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としていません。

時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額
非上場株式	1
外国投資信託	58
合計	60

16. 有価証券関係

1. 売買目的有価証券

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券

(単位:百万円)

		貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表 計上額を超えるもの	公社債	0	0	0
	外国証券	-	-	-
	その他	-	-	-
	小計	0	0	0
時価が貸借対照表 計上額を超えないも の	公社債	-	-	-
	外国証券	-	-	-
	その他	-	-	-
	小計	-	-	-
合計		0	0	0

3. その他有価証券

(単位:百万円)

		貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額 が取得原価を超える もの	公社債	13,384	13,195	188
	株式	149	35	114
	外国証券	403	400	3
	その他	922	722	200
	小計	14,860	14,353	507
貸借対照表計上額 が取得原価を超えない いもの	公社債	6,002	6,033	△30
	株式	15	16	△1
	外国証券	883	1,003	△120
	その他	1,282	1,320	△37
	小計	8,184	8,374	△189
合計		23,044	22,727	317

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券は、上表に含まれていません。

4. 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位:百万円)

		売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
公社債		2,184	52	-
株式		62	53	0
外国証券		169	-	53
その他		-	-	-
合計		2,416	106	54

5. 当事業年度中に減損処理を行った有価証券

有価証券の減損にあたっては、期末の時価が取得原価に比べて30%以上下落したものすべてを対象としておりますが、当事業年度において該当事項はありません。

17. 金銭の信託関係

1. 運用目的の金銭の信託

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	損益に含まれた評価差額
金銭の信託	1,316	△10

2. 満期保有目的の金銭の信託

該当事項はありません。

3. 運用目的、満期保有目的以外の金銭の信託

該当事項はありません。

18. 貸付金のうち、保険業法施行規則第59条の2第1項第5号ロによる破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸付条件緩和債権額はありません。

19. 有形固定資産の減価償却累計額は286百万円であります。

20. 関係会社に対する金銭債権の総額は31百万円、金銭債務の総額は26百万円であります。

21. 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳は、税務上の繰越欠損金1,523百万円、責任準備金1,374百万円であり、評価性引当額が繰延税金資産と同額であるため、貸借対照表に計上しておりません。繰延税金負債の発生の原因は、その他有価証券評価差額金85百万円であります。

22. 貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機及びその周辺機器等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約の取引により使用しております。

23. 担保に供している資産は有価証券205百万円であります。

24. 支払備金の内訳は次のとおりであります。

支払備金(出再支払備金控除前、(ロ)に掲げる保険を除く)	5,036	百万円
同上にかかる出再支払備金	506	百万円
差引(イ)	4,530	百万円
地震保険及び自動車損害賠償責任保険にかかる支払備金(ロ)	211	百万円
計(イ+ロ)	4,741	百万円

25. 責任準備金の内訳は次のとおりであります。

普通責任準備金(出再責任準備金控除前)	8,075	百万円
同上にかかる出再責任準備金	194	百万円
差引(イ)	7,880	百万円
その他の責任準備金(ロ)	7,429	百万円
計(イ+ロ)	15,310	百万円

26. 1株当たりの純資産額は57,557円52銭であります。

算定上の基礎である純資産の部の合計額から控除する金額はありません。

また、普通株式の期末株式数は181千株であります。

27. 退職給付に関する事項は次のとおりであります。

(1) 退職給付債務及びその内訳

退職給付債務	△890	百万円
年金資産	512	百万円
未積立退職給付債務	△377	百万円
会計基準変更時差異の未処理額	152	百万円
未認識数理計算上の差異	32	百万円
未認識過去勤務債務	△26	百万円
退職給付引当金	△218	百万円

(2) 退職給付債務等の計算基礎

退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
割引率	2.00%
期待運用收益率	4.00%
過去勤務債務の額の処理年数	7年
数理計算上の差異の処理年数	7年
会計基準変更時差異の処理年数	15年

28. 取引銀行2行との当座借越契約に基づく当期末の借入未実行残高は次のとおりであります。

当座借越極度額の総額	300 百万円
借入実行額	- 百万円
差引額	300 百万円

29. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 損益計算書

(単位:百万円)

科 目	年 度	2009年度	2010年度
		2009年4月1日~2010年3月31日	2010年4月1日~2011年3月31日
経 常 収 益		15,570	15,724
保 険 引 受 収 益		14,963	15,173
正 味 収 入 保 険 料		13,862	14,294
收 入 積 立 保 険 料		734	620
積 立 保 険 料 等 運 用 益		58	53
支 払 備 金 戻 入 額		307	204
為 替 差 益		-	0
資 産 運 用 収 益		392	339
利 息 及 び 配 当 金 収 入		306	283
金 銭 の 信 託 運 用 益		67	0
売 買 目 的 有 価 証 券 運 用 益		3	2
有 価 証 券 売 却 益		71	106
有 価 証 券 償 返 益		2	-
そ の 他 運 用 収 益		-	0
積 立 保 険 料 等 運 用 益 振 替		△58	△53
そ の 他 経 常 収 益		213	212
経 常 費 用		16,338	18,031
保 険 引 受 費		11,619	12,238
正 味 支 払 保 険 金		7,494	7,571
損 害 調 查 費		823	964
諸 手 数 料 及 び 集 金		1,761	1,727
満 期 返 戻 額		1,024	1,071
契 約 者 配 当 金		0	0
責 任 準 備 金 繰 入 額		509	896
為 替 差 損		0	-
そ の 他 保 険 引 受 費		6	5
資 産 運 用 費		121	151
有 価 証 券 売 却 損		76	54
有 価 証 券 償 返 損		16	64
そ の 他 運 用 費		27	33
営 業 費 及 び 一 般 管 理 費		4,522	5,629
そ の 他 経 常 費		75	12
支 払 利 息		4	9
貸 倒 引 当 金 繰 入 額		0	-
貸 倒 損 失		4	-
そ の 他 の 経 常 費		65	2
経 常 損 失 (△)		△768	△2,307
特 別 利 益		-	6
価 格 変 動 準 備 金 戻 入 額		-	6
特 別 損 失		7	3
固 定 資 産 処 分 損		0	2
減 損		0	1
価 格 変 動 準 備 金 繰 入 額		6	-
税 引 前 当 期 純 損 失 (△)		△775	△2,303
法 人 税 及 び 住 民 税		21	21
法 人 税 等 合 計		21	21
当 期 純 損 失 (△)		△797	△2,325

2010年度損益計算書の注記事項

1. 関係会社との取引による収益の総額は118百万円、費用の総額は362百万円であります。

2. (1) 正味収入保険料の内訳は次のとおりであります。

収入保険料	17,225	百万円
支払再保険料	2,931	百万円
差引	14,294	百万円

(2) 正味支払保険金の内訳は次のとおりであります。

支払保険金	8,722	百万円
回収再保険金	1,150	百万円
差引	7,571	百万円

(3) 諸手数料及び集金費の内訳は次のとおりであります。

支払諸手数料及び集金費	2,094	百万円
出再保険手数料	367	百万円
差引	1,727	百万円

(4) 支払備金戻入額(△は支払備金繰入額)の内訳は次のとおりであります。

支払備金戻入額(出再支払備金控除前、(口)に掲げる保険を除く)	306	百万円
同上にかかる出再支払備金戻入額	44	百万円
差引(イ)	262	百万円
地震保険及び自動車損害賠償責任保険にかかる支払備金戻入額(口)	△57	百万円
計(イ+口)	204	百万円

(5) 責任準備金繰入額(△は責任準備金戻入額)の内訳は次のとおりであります。

普通責任準備金繰入額(出再責任準備金控除前)	1,515	百万円
同上にかかる出再責任準備金繰入額	31	百万円
差引(イ)	1,484	百万円
その他の責任準備金繰入額(口)	△587	百万円
計(イ+口)	896	百万円

(6) 利息及び配当金収入の内訳は次のとおりであります。

預貯金利息	2	百万円
有価証券利息・配当金	278	百万円
貸付金利息	0	百万円
その他利息・配当金	2	百万円
計	283	百万円

3. 売買目的有価証券運用益中の売却損益は2百万円の益であります。

利息及び配当金収入は0百万円の益であります。評価損益はありません。

4. 金銭の信託運用益中の評価損益の合計額は10百万円の損であります。

5. 1株当たり当期純損失の額は12,820円28銭であります。

算定上の基礎である当期純損失は2,325百万円であり、その全額が普通株式に係るものであります。

また、普通株式の期中平均株式数は181千株であります。

潜在株式調整後1株当たり当期純損失の額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

6. 損害調査費、営業費及び一般管理費として計上した退職給付費用は以下のとおりであります。

勤務費用	40	百万円
利息費用	15	百万円
期待運用収益	△18	百万円
会計基準変更時差異の費用処理額	38	百万円
数理計算上の差異の費用処理額	△28	百万円
過去勤務債務の費用処理額	△68	百万円
小計	△22	百万円
確定拠出年金の拠出額	40	百万円
退職給付費用 計	18	百万円

7. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

3. キャッシュ・フロー計算書

(単位:百万円)

科 目	年 度	2009年度	2010年度
		2009年4月1日~2010年3月31日	2010年4月1日~2011年3月31日
I. 営業活動によるキャッシュ・フロー			
税引前当期純損失(△)		△775	△2,303
減価償却費		243	344
減損損失		0	1
支払備金の増減額(△は減少)		△307	△204
責任準備金の増減額(△は減少)		509	896
貸倒引当金の増減額(△は減少)		0	△0
退職給付引当金の増減額(△は減少)		△111	△145
その他引当金の増減額(△は減少)		19	19
価格変動準備金の増減額(△は減少)		6	△6
利息及び配当金収入		△306	△283
有価証券関係損益(△は益)		△24	41
支払利息		4	9
有形固定資産関係損益(△は益)		0	2
その他資産(除く投資活動関連・財務活動関連)の増減額(△は増加)		△186	△326
その他負債(除く投資活動関連・財務活動関連)の増減額(△は減少)		86	278
小計		△839	△1,675
利息及び配当金の受取額		329	357
利息の支払額		△4	△9
法人税等の支払額		△20	△19
営業活動によるキャッシュ・フロー		△535	△1,348
II. 投資活動によるキャッシュ・フロー			
金銭の信託の減少による収入		0	0
有価証券の取得による支出		△3,034	△10,256
有価証券の売却・償還による収入		3,890	6,039
貸付けによる支出		△40	△35
貸付金の回収による収入		42	40
資産運用活動計		858	△4,212
営業活動及び資産運用活動計		323	△5,560
有形固定資産の取得による支出		-	△8
無形固定資産の取得による支出		△443	△1,274
投資活動によるキャッシュ・フロー		415	△5,494
III. 財務活動によるキャッシュ・フロー			
株式の発行による収入		9,999	-
自己株式の処分による収入		0	-
リース債務の返済による支出		△32	△65
財務活動によるキャッシュ・フロー		9,967	△65
IV. 現金及び現金同等物に係る換算差額		-	-
V. 現金及び現金同等物の増減額(△は減少)		9,847	△6,908
VI. 現金及び現金同等物期首残高		1,288	11,136
VII. 現金及び現金同等物期末残高		11,136	4,227

2010年度キャッシュ・フロー計算書の注記事項

1. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、隨時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

2. 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に記載されている科目の金額との関係

現金及び預貯金	4,028	百万円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	-	百万円
MMF等の短期投資目的有価証券	198	百万円
現金及び現金同等物の期末残高	4,227	百万円

3. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

4. 貸借対照表(主要項目)の推移

(単位:百万円)

年 度		2008年度 金額	2009年度 金額	2010年度 金額
資 産 の 部	現 金 及 び 預 賯 金	993	10,796	4,028
	金 銭 の 信 託	1,249	1,316	1,316
	有 價 証 券	19,650	19,223	23,104
	貸 付 金	23	20	16
	有 形 固 定 資 産	154	171	385
	無 形 固 定 資 産	659	897	1,958
	そ の 他 資 産	1,730	1,917	2,239
	貸 倒 引 当 金	-	△0	△0
資産の部合計		24,460	34,342	33,049
負 債 及 び 純 資 産 の 部	保 険 契 約 準 備 金	19,157	19,359	20,051
	そ の 他 負 債	1,320	1,431	1,986
	退 職 給 付 引 当 金	475	364	218
	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	27	34	42
	賞 与 引 当 金	193	206	217
	価 格 変 動 準 備 金	7	14	7
	繰 延 税 金 負 債	-	100	85
	負債の部合計	21,181	21,510	22,610
資 本 の 部	資 本 金	3,610	8,610	8,610
	資 本 剰 余 金	1,848	6,848	6,848
	利 益 剰 余 金	△2,128	△2,925	△5,250
	自 己 株 式	△0	-	-
	株 主 資 本 合 計	3,330	12,532	10,207
	評 価 換 算 差 額 等 合 計	△50	299	231
純資産の部合計		3,279	12,831	10,439
負債及び純資産の部合計		24,460	34,342	33,049

5. 損益計算書(主要項目)の推移

(単位:百万円)

科 目	年 度	2008年度	2009年度	2010年度
		金 额	金 额	金 额
経 常 損 益 の 部	経 常 収 益	15,086	15,570	15,724
	保 険 引 受 収 益	14,337	14,963	15,173
	正 味 収 入 保 険 料	13,251	13,862	14,294
	収 入 積 立 保 険 料	833	734	620
	積 立 保 険 料 等 運 用 益	35	58	53
	支 払 備 金 戻 入 額	6	307	204
	責 任 準 備 金 戻 入 額	210	-	-
	為 替 差 益	0	-	0
	資 産 運 用 収 益	517	392	339
	利 息 及 び 配 当 金 収 入	321	306	283
	金 錢 の 信 託 運 用 益	-	67	0
	売 買 目 的 有 価 証 券 運 用 益	1	3	2
	有 価 証 券 売 却 益	200	71	106
	有 価 証 券 償 返 益	1	2	-
	そ の 他 運 用 収 益	28	-	0
	積 立 保 険 料 等 運 用 益 振 替	△35	△58	△53
	そ の 他 経 常 収 益	231	213	212
特 別 の 損 失 の 部	経 常 費 用	15,570	16,338	18,031
	保 険 引 受 費 用	10,829	11,619	12,238
	正 味 支 払 保 険 金	7,266	7,494	7,571
	損 害 調 査 費	768	823	964
	諸 手 数 料 及 び 集 金 費	1,746	1,761	1,727
	満 期 返 戻 金	1,040	1,024	1,071
	契 約 者 配 当 金	0	0	0
	責 任 準 備 金 繰 入 額	-	509	896
	為 替 差 損	-	0	-
	そ の 他 保 険 引 受 費 用	6	6	5
	資 産 運 用 費 用	554	121	151
	金 錢 の 信 託 運 用 損	110	-	-
	有 価 証 券 売 却 損	0	76	54
	有 価 証 券 評 価 損	364	-	-
	有 価 証 券 償 返 損	-	16	64
	そ の 他 運 用 費 用	79	27	33
	営 業 費 及 び 一 般 管 理 費	4,040	4,522	5,629
	そ の 他 経 常 費 用	146	75	12
	経 常 損 失 (△)	△483	△768	△2,307
税 法 人	特 別 利 益	135	-	6
	特 別 損 失	21	7	3
法 人 税 等	引 前 当 期 純 損 失 (△)	△370	△775	△2,303
	税 及 び 住 民 税	21	21	21
	税 等 調 整 額	1,393	-	-
法 人 税 等 合 計		1,415	21	21
当 期 純 損 失 (△)		△1,785	△797	△2,325

6. 株主資本等変動計算書

(単位:百万円)

	2009年度 2009年4月1日~2010年3月31日	2010年度 2010年4月1日~2011年3月31日
	金額	金額
株主資本		
　資本金		
前期末残高	3,610	8,610
当期変動額		
新株の発行	5,000	-
当期変動額合計	5,000	-
当期末残高	8,610	8,610
　資本剰余金		
　　資本準備金		
前期末残高	1,848	6,848
当期変動額		
新株の発行	4,999	-
当期変動額合計	4,999	-
当期末残高	6,848	6,848
　その他資本剰余金		
前期末残高	-	0
当期変動額		
自己株式の処分	0	-
当期変動額合計	0	-
当期末残高	0	0
　資本剰余金合計		
前期末残高	1,848	6,848
当期変動額		
新株の発行	4,999	-
自己株式の処分	0	-
当期変動額合計	4,999	-
当期末残高	6,848	6,848
利益剰余金		
　その他利益準備金		
　　繰越利益剰余金		
前期末残高	△2,128	△2,925
当期変動額		
当期純損失(△)	△797	△2,325
当期変動額合計	△797	△2,325
当期末残高	△2,925	△5,250
　利益剰余金合計		
前期末残高	△2,128	△2,925
当期変動額		
当期純損失(△)	△797	△2,325
当期変動額合計	△797	△2,325
当期末残高	△2,925	△5,250

	2009年度 2009年4月1日～2010年3月31日 金額	2010年度 2010年4月1日～2011年3月31日 金額
自己株式		
前期末残高	△0	-
当期変動額	0	-
自己株式の処分	0	-
当期変動額合計	0	-
当期末残高	-	-
株主資本合計		
前期末残高	3,330	12,532
当期変動額		
新株の発行	9,999	-
当期純損失(△)	△797	△2,325
自己株式の処分	0	-
当期変動額合計	9,202	△2,325
当期末残高	12,532	10,207
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	△50	299
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	349	△67
当期変動額合計	349	△67
当期末残高	299	231
評価・換算差額等合計		
前期末残高	△50	299
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	349	△67
当期変動額合計	349	△67
当期末残高	299	231
純資産合計		
前期末残高	3,279	12,831
当期変動額		
新株の発行	9,999	-
当期純損失(△)	△797	△2,325
自己株式の処分	0	-
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	349	△67
当期変動額合計	9,552	△2,392
当期末残高	12,831	10,439

2010年度株主資本等変動計算書の注記事項

- 当期末における発行済株式数は181千株であります。
なお、当会計期間において発行済株式数の増減はありません。
- 当期末における自己株式はありません。
- 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

7. 1株当たり指標

年 度 区 分	2008年度末	2009年度末	2010年度末
1株当たり当期純利益 又は当期純損失(△)	△24,729円75銭	△10,478円80銭	△12,820円28銭
1株当たり純資産額	45,419円14銭	70,749円87銭	57,557円52銭
1株当たり配当金	—円—銭	—円—銭	—円—銭
配当性向	—%	—%	—%

(注)1. 1株当たり情報については、自己株式数を控除して算出しております。

2. 1株当たり情報の計算については、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を適用しております。

3. 1株当たり当期純利益は、 $\frac{\text{当期純利益}}{\text{期中平均株数(加重平均)}}$ により算出しています。なお、期中平均株数は自己株式数を控除して算出しております。

8. 1人当たり総資産

(単位:百万円)

年 度 区 分	2008年度末	2009年度末	2010年度末
従業員1人当たり総資産	53	73	64

(注)1. 従業員には直販社員(営業社員)を含みます。

2. 2010年度から従業員数は就業人員数としております。なお、前年度までの算出方法による従業員一人当たり総資産は68百万円です。

リスク管理債権情報

リスク管理債権

(単位:百万円)

年 度 区 分	2008年度末	2009年度末	2010年度末
破 綻 先 債 権	-	-	-
延 滞 債 権	-	-	-
3ヶ 月 以 上 延 滞 債 権	-	-	-
貸 付 条 件 緩 和 債 権	-	-	-
合 計 額	-	-	-

(注) 各リスク管理債権の定義は、次のとおりであります。

1. 破綻先債権

破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまで(貸倒引当金勘定への繰入限度額)に掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じているものであります。

2. 延滞債権

延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金であります。

3. 3ヶ月以上延滞債権

3ヶ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸付金で、破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

4. 貸付条件緩和債権

貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者の有利となる取り決めを行なった貸付金で、破綻先債権、延滞債権及び3ヶ月以上延滞債権に該当しないものであります。

元本補てん契約のある信託に係る貸出金の状況

該当ありません。

債務者区分に基づいて区分された債権

債務者区分による開示

(単位:百万円)

区 分	年 度	2008年度末	2009年度末	2010年度末
破産更正債権及びこれらに準ずる債権		-	-	-
危 険 債 権		-	-	-
要 管 理 債 権		-	-	-
正 常 債 権		23	20	16
合 計		23	20	16

(注)1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。

2. 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。
3. 要管理債権とは、3ヵ月以上延滞貸付金及び条件緩和貸付金をいいます。なお、3ヵ月以上延滞貸付金とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3ヶ月以上遅延している貸付金(注1及び2に掲げる債権を除く。)をいい、条件緩和貸付金とは、債務者の経営債権又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金(注1及び2に掲げる債権並びに3ヵ月以上延滞貸付金を除く。)をいいます。
4. 正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、注1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

(参考) 資産の自己査定結果

2010年度末の資産の自己査定結果は以下のとおりです。

(単位:百万円)

区 分	I 分類	II 分類	III分類	IV分類	合計
貸 付 金	16	-	-	-	16
有 価 証 券	23,104	-	-	-	23,104
そ の 他	9,903	24	0	-	9,928
合 計	33,024	24	0	-	33,049

(注)1. 資産査定における分類区分

自己査定においては、回収の危険性又は価値の毀損の危険性の度合いに応じて資産をI、II、III、IVの4段階に分類しています。

I 分類…査定基準日において、II分類、III分類及びIV分類としない資産であり、回収の危険性又は価値の毀損の危険性について問題のない資産を指します。

II分類…査定基準日において、債権確保上の諸条件が満足に充たされないため、あるいは、信用上疑義が存する等の理由により、その回収についての通常の度合いを超える危険を含むと認められる債権等の資産を指します。

III分類…査定基準日において、最終の回収又は価値についての重大な懸念が存し、従って、損失の発生の可能性が高いが、その損失額について合理的な推計が困難な資産を指します。

IV分類…査定基準日において、回収不可能又は無価値と判定される資産を指します。

2. その他計に含まれる資産とは、総資産より貸付金、有価証券を除いたものであり、有形固定資産、現金及び預貯金等があります。

3. 各欄の金額は、金融商品会計処理後、自己査定による償却・引当実施後の残高を表示しています。

ソルベンシー・マージン情報

ソルベンシー・マージン比率 (単位:百万円、%)

項目	年 度	2006 年度末	2007 年度末	2008 年度末	2009 年度末	2010 年度末
(A) ソルベンシー・マージン総額		9,049	9,371	6,654	16,208	13,698
資本金又は基金等		3,762	5,115	3,330	12,532	10,207
価格変動準備金		47	55	7	14	7
危険準備金			6	8	8	8
異常危険準備金		3,452	3,355	3,358	3,291	3,185
一般貸倒引当金		—	—	—	0	—
その他有価証券の評価差額(税効果控除前)		1,786	805	△50	359	285
土地の含み損益		—	—	—	—	—
払戻積立金超過額		—	—	—	—	—
負債性資本調達手段等		—	—	—	—	—
控除項目		—	—	—	—	—
その他		—	33	1	2	2
(B)リスクの合計額 ($\sqrt{(R_1+R_2)^2 + (R_3+R_4)^2 + R_5 + R_6}$)		1,845	1,596	1,624	1,666	1,633
一般保険リスク(R_1)		868	857	852	838	846
第三分野保険の保険リスク(R_2)			—	—	—	—
予定利率リスク(R_3)		1	6	6	6	6
資産運用リスク(R_4)		682	552	470	553	516
経営管理リスク(R_5)		66	57	57	59	58
巨大災害リスク(R_6)		673	514	591	598	579
(C)ソルベンシー・マージン比率 [(A)/((B) × 1/2)] × 100		980.6	1,173.9	818.9	1,945.3	1,677.2

(注) 上記の金額および数値は、保険業法施行規則第86条および第87条並びに平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出しております。

【ソルベンシー・マージンの内訳】

1. 資本金又は基金等 貸借対照表の純資産の部の合計額から、「株主配当や役員賞与など社外へ流出する予定の金額」、「繰延資産」および「評価・換算差額等」を控除した金額
2. 価格変動準備金 貸借対照表の価格変動準備金
3. 危険準備金 貸借対照表の責任準備金の一部である「危険準備金」の金額
4. 異常危険準備金 貸借対照表の責任準備金の一部である「異常危険準備金」および「家計地震保険に係る危険準備金」の金額を合計したもの
5. 一般貸倒引当金 貸借対照表の貸倒引当金の一部である一般貸倒引当金
6. その他有価証券の評価差額 その他目的(売買目的、満期保有目的、関係会社株式に該当しない)で保有している時価のある有価証券等(貸借対照表の買入金銭債権および金銭の信託が含まれます)に係る評価差額
貸借対照表の純資産の部にあるその他有価証券評価差額金は、この評価差額から法人税等相当額を控除した金額ですが、ここでは控除前の金額に90%を乗じた金額を表示しています。(評価差額がマイナスの会社は100%の金額を表示することとなっています。)
7. 土地の含み益 土地および「無形固定資産」に含まれる借地権等の諸権利金の時価とそれらの簿価(貸借対照表計上額)の差額に85%を乗じた金額を表示します。
当社には該当事項はありません。
8. 払戻積立金超過額 貸借対照表の責任準備金の一部である「払戻積立金」のうち、算出方法書に記載された方法(保険契約の締結時の費用を保険料払込期間にわたり償却する方法である場合に限る)に従って計算する額を超過する金額。
当社には該当事項はありません。

9. 負債性資本調達手段 劣後ローンの借入や劣後債券の発行等により社外から調達した金額のうち一定条件を満たすものです。
等
当社には該当事項はありません。
10. 控除項目 当社が保有している他の保険会社や金融機関等の資本調達手段等が、保険会社向けの総合的な監督指針に規定されている「意図的保有」に該当する場合、ソルベンシー・マージンから控除することとなっています。
当社には該当事項はありません。
11. その他 「配当準備金未割当部分」、「純資産の部のその他利益剰余金に係る税効果相当額」、「外国保険会社等の持込資本金及び剰余金など」の金額です。
当社の場合、配当準備金未割当部分(契約者配当準備金のうち、保険契約者に対し契約者配当として割り当てた額を超える額)の金額を表示しています。

【ソルベンシー・マージン比率について】

- 損害保険会社は、保険事故発生の際の保険金支払や積立型保険の満期返戻金支払等に備えて準備金を積み立てていますが、巨大災害の発生や、損害保険会社が保有する資産の大幅な価格下落等、通常の予測を超える危険が発生した場合でも、十分な支払能力を保持しておく必要があります。
- この「通常の予測を超える危険」(上表の「(B)リスクの合計額」)に対して、「損害保険会社が保有している資本金・準備金等の支払余力」(上表の「(A)ソルベンシー・マージン総額」)の割合を示す指標として、保険業法等に基づき計算されたのが、「ソルベンシー・マージン比率」(上表の(C))です。
- 「通常の予測を超える危険」とは、次に示す各種の危険の総額をいいます。

- | | |
|--|---|
| ① 保険引受け上の危険
(一般保険リスク)
(第三分野保険の保険リスク) | : 保険事故の発生率等が通常の予測を超えることにより発生し得る危険
(巨大災害に係る危険を除く) |
| ② 予定利率上の危険
(予定利率リスク) | : 実際の運用利回りが保険料算出時に予定した利回りを下回ることにより発生し得る危険 |
| ③ 資産運用上の危険
(資産運用リスク) | : 保有する有価証券等の資産の価格が通常の予測を超えて変動することにより発生し得る危険 |
| ④ 経営管理上の危険
(経営管理リスク) | : 業務の運営上通常の予測を超えて発生し得る危険で上記①～③および⑤以外のもの |
| ⑤ 巨大災害に係る危険
(巨大災害リスク) | : 通常の予測を超える巨大災害(関東大震災や伊勢湾台風相当)により発生し得る危険 |

「損害保険会社が保有している資本金・準備金等の支払余力」(ソルベンシー・マージン総額)とは、損害保険会社の純資産(社外流出予定額等を除く)、諸準備金(価格変動準備金・異常危険準備金等)、土地の含み益の一部等の総額であります。ソルベンシー・マージン比率は、行政当局が保険会社を監督する際に保険会社の経営の健全性を判断するために活用する客観的な指標のひとつですが、その数値が200%以上であれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされています。

【参考】平成23年度末(平成24年3月31日)から適用される新基準による数値

(単位:百万円、%)

項目	年 度	2010年度
(A) ソルベンシー・マージン総額		13,698
資本金又は基金等		10,207
価格変動準備金		7
危険準備金		8
異常危険準備金		3,185
一般貸倒引当金		—
その他有価証券の評価差額(税効果控除前)		285
土地の含み損益		—
払戻積立金超過額		—
負債性資本調達手段等		—
払戻積立金超過額及び負債資本調達手段等のうち、マージンに算入されない額		—
控除項目		—
その他		2
(B)リスクの合計額 ($\sqrt{(R_1+R_2)^2 + (R_3+R_4)^2 + R_5 + R_6}$)		2,114
一般保険リスク(R_1)		1,260
第三分野保険の保険リスク(R_2)		—
予定利率リスク(R_3)		25
資産運用リスク(R_4)		707
経営管理リスク(R_5)		77
巨大災害リスク(R_6)		579
(C)ソルベンシー・マージン比率 [(A)/(B) × 1/2] × 100		1,295.8%

<新基準によるソルベンシー・マージン比率>

ソルベンシー・マージン比率の信頼性にかかる一層の向上の観点から、ソルベンシー・マージン比率の算出にかかる法令等が改正され、平成23年度末(平成24年3月31日)から新基準(注)が適用されます。適用開始までの間、新基準に基づいて算出したソルベンシー・マージン比率を参考表示します。

なお、新基準のソルベンシー・マージン比率は、リスク計測の厳格化等により、現行基準に比べ低下する場合がありますが、現行制度と同様、その数値が200%以上であれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされています。

(注)「新基準」とは、現行基準に平成22年4月20日付内閣府令第23号および金融庁告示第48号(平成24年3月31日から適用)の改定内容を反映したものです。

時価情報等

1. 有価証券に係る時価情報

(1) 売買目的有価証券

該当ありません。

(2) 満期保有目的の有価証券で時価のあるもの

(単位:百万円)

種類		2009年度末			2010年度末		
		貸借対照表 計上額	時価	差額	貸借対照表 計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	公社債	0	0	0	0	0	0
	外国証券	-	-	-	-	-	-
	その他	-	-	-	-	-	-
	小計	0	0	0	0	0	0
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	公社債	0	0	△0	-	-	-
	外国証券	-	-	-	-	-	-
	その他	-	-	-	-	-	-
	小計	0	0	△0	-	-	-
合計		0	0	△0	0	0	0

(3) その他有価証券で時価のあるもの

(単位:百万円)

種類		2009年度末			2010年度末		
		取得原価	貸借対照表 計上額	差額	取得原価	貸借対照表 計上額	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	公社債	12,567	12,816	249	13,195	13,384	188
	株式	31	107	76	35	149	114
	外国証券	1,078	1,090	11	400	403	3
	その他	634	834	199	722	922	200
小計		14,311	14,849	537	14,353	14,860	507
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	公社債	2,338	2,325	△12	6,033	6,002	△30
	株式	30	28	△1	16	15	△1
	外国証券	1,520	1,406	△113	1,003	883	△120
	その他	563	549	△14	1,320	1,282	△37
小計		4,451	4,309	△142	8,374	8,184	△189
合計		18,763	19,159	395	22,727	23,044	317

(4) 当期中に売却したその他有価証券

(単位:百万円)

種類		2009年度末			2010年度末		
		売却額	売却益の合計額	売却損の合計額	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
その他有価証券		775	71	76	2,416	106	54

(5) 時価のない主な有価証券の内容及び貸借対照表計上額

2009年度末		2010年度末	
満期保有目的の債券		満期保有目的の債券	
公社債	-百万円	公社債	-百万円
外国証券	-百万円	外国証券	-百万円
その他有価証券		その他有価証券	
公社債	-百万円	公社債	-百万円
株式	1百万円	株式	1百万円
外国証券	62百万円	外国証券	58百万円
その他	-百万円	その他	-百万円

2. 金銭の信託に係る時価情報

(1) 運用目的の金銭の信託

(単位:百万円)

種類	2009年度末		2010年度末	
	貸借対照表 計上額	損益に含まれた 評価差額	貸借対照表 計上額	損益に含まれた 評価差額
金銭の信託	1,316	48	1,316	△10

(2) 満期保有目的の金銭の信託

該当ありません。

(3) 運用目的・満期保有目的以外の金銭の信託

該当ありません。

3. デリバティブ取引等

該当ありません。

4. 証券化商品等及びサブプライムローン関連商品への投融資状況

該当ありません。

その他

1. 会計監査

当社では、平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第29期事業年度の計算書類(貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書)ならびにその附属明細書について、会社法の規定に基づき、新日本有限責任監査法人の会計監査を受けており、適法である旨の証明を受けております。

2. 財務諸表の適正性ならびに財務諸表作成に関する内部監査の有効性の確認

平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第29期事業年度にかかる財務諸表の適正性ならびに財務諸表作成に関する内部統制の有効性について、以下のとおり確認しております。

確 認 書

平成 23 年 6 月 29 日

セゾン自動車火災保険株式会社

代表取締役社長

望月純



当社の代表取締役社長である望月純は、当社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第29期事業年度にかかる「セゾン自動車火災の現状」(以下「ディスクロージャー誌」)を縦覧の用に供した時点において、ディスクロージャー誌に掲載した財務諸表の内容が適正であり、不実の記載がないものと認識しております。

私が適正かつ不実の記載がないと認識する理由は、財務諸表が適正に作成されるための体制が整備されており、財務諸表作成に関する内部監査の有効性を確認したためであります。

1. 分掌規程、および職務権限規程が整備され、所管部署が適切、有効に業務を執行する体制が構築されております。
 2. 全ての重要な経営情報や業務執行状況は、取締役会等へ適切に付議・報告される体制が構築されております。
 3. 財務諸表の作成に関し、業務分掌と所管部署が明確化されており、各責任部署において適切な業務体制が構築されていることを確認しております。また、主要所管部署の責任者より、全ての重要な点において、虚偽の記載及び記載すべき事項の記載漏れがない旨の確認書の提出を受けております。
 4. 全ての部署から独立した内部監査部門が、各部門における業務遂行状況の適切性、有効性、効率性を検証・評価し、問題点の指摘・改善に向けた指示・提言を行っており、監査結果が取締役会等に報告されております。
- また、財務諸表の作成に関し、内部監査部門による内部監査を実施し、作成プロセスの適切性・有効性および財務諸表の内容について重要な指摘事項がない旨の報告書の提出を受けております。

なお、本確認書は、平成17年10月7日金監第2835号「財務諸表の正確性、内部監査の有効性についての経営者責任の明確化について(要請)」に基づいて掲載するものであります。

以 上

VI. 付録

営業所・サービスセンターのご案内(2011年7月1日現在)

拠点名	郵便番号	住所	電話番号
本社	〒170-6068	東京都豊島区東池袋3-1-1サンシャイン60-40F	03-3988-2711
セゾン・インシュアランス・デザイナー推進部			
河 辺 営 業 所	〒198-0036	東京都青梅市河辺町10-6-10 ドタワー 6F	0428-23-1481
東京中央営業所	〒142-0062	東京都品川区小山4-4-7 コスモ武蔵小山ビル 5F	03-5751-6671
練 馬 営 業 所	〒179-0073	東京都練馬区田柄5-20-28 ルシェール光が丘 2F	03-5241-7381
府 中 営 業 所	〒183-0023	東京都府中市宮町1-34-14 デュオ府中 2F	042-368-8650
武 蔵 野 営 業 所	〒187-0042	東京都小平市仲町107 ベルセジュール小平 1F	042-349-7271
大 宮 営 業 所	〒331-0812	埼玉県さいたま市北区宮原町3-384 宮原ビル 4F	048-660-2021
埼 玉 西 営 業 所	〒354-0036	埼玉県富士見市ふじみ野東1-2-1 メローウィンド 1F	049-256-2051
朝 霞 アネックス	〒351-0011	埼玉県朝霞市本町1-5-18 ロワールシティ 1F	048-466-4661
埼 玉 東 営 業 所	〒343-0832	埼玉県越谷市南町3-9-20 ペンキヤビル 1F	048-961-6461
所 沢 営 業 所	〒359-1141	埼玉県所沢市小手指町1-39-9 大城ビル 3F	04-2923-6311
東 岩 櫻 営 業 所	〒339-0005	埼玉県さいたま市岩槻区東岩槻2-4-11 田口ビル 1F	048-793-1061
浦 安 営 業 所	〒272-0143	千葉県市川市相之川4-15-3 友泉南行徳ビル 5F	047-390-2291
千 葉 営 業 所	〒264-0026	千葉県千葉市若葉区西都賀2-20-2 フェニックス5・1F	043-290-1561
船 橋 営 業 所	〒274-0815	千葉県船橋市西習志野3-27-5 フォーラ北習志野 3F	047-496-2121
柏 営 業 所	〒277-0075	千葉県柏市南柏中央2-12 松崎ビル 2F	04-7178-0461
筑 波 営 業 所	〒305-0051	茨城県つくば市二の宮3-8-3 ヒガシビル 3F	029-850-2150
相 模 原 営 業 所	〒252-0239	神奈川県相模原市中央区中央3-14-7 相模原セントラルビル 6F	042-769-8401
湘 南 営 業 所	〒254-0052	神奈川県平塚市平塚4-32-12 服部ビル 2F	0463-30-4711
新 横 浜 営 業 所	〒222-0033	神奈川県横浜市港北区新横浜3-22-5 新横浜メモリアルビル 4F	045-477-2541
横 須 賀 営 業 所	〒239-0807	神奈川県横須賀市根岸町4-39-21 サンライズ田中 3F	046-830-1361
横 浜 西 営 業 所	〒241-0835	神奈川県横浜市旭区柏町132-6 メゾングレース 1F	045-369-1053
横 浜 南 営 業 所	〒234-0054	神奈川県横浜市港南区港南台9-27-6 天正ビル 2F	045-830-1601
静 岡 営 業 所	〒420-0852	静岡県静岡市葵区紺屋町8-13 内野ビル 5F	054-205-3801
新 潟 営 業 所	〒950-0965	新潟県新潟市中央区新光町5-1 千歳ビル 8F	025-280-9531
仙 台 第 一 営 業 所	〒982-0031	宮城県仙台市太白区泉崎2-26-9	022-307-3051
仙 台 第 二 営 業 所	〒981-3133	宮城県仙台市泉区泉中央1-13-4 泉エクセルビル 5F	022-772-2461
山 形 営 業 所	〒990-0832	山形県山形市城西町4-3-23 ダイヤ4 城西1F	023-647-9211
	〒170-6068	東京都豊島区東池袋3-1-1サンシャイン60-40F	03-3988-4501
カード事業営業部			
営業革新部			
業務クリーフ [®]	〒170-6068	東京都豊島区東池袋3-1-1サンシャイン60-40F	03-3988-2558
代理店クリーフ [®]	〒170-6068	東京都豊島区東池袋3-1-1サンシャイン60-40F	03-3988-4380
	〒982-0031	宮城県仙台市太白区泉崎2-26-9	022-307-3061
営業開発グループ	〒170-6068	東京都豊島区東池袋3-1-1サンシャイン60-40F	03-3988-2558
損害サービスセンター			
本店第一サービスセンター	〒170-6068	東京都豊島区東池袋3-1-1サンシャイン60-40F	03-3980-3865
本店第二サービスセンター	〒170-6068	東京都豊島区東池袋3-1-1サンシャイン60-40F	03-3980-3318
新潟サービスオフィス	〒950-0965	新潟県新潟市中央区新光町5-1 千歳ビル 8F	025-290-0027
火災新種サービスセンター	〒170-6068	東京都豊島区東池袋3-1-1サンシャイン60-40F	03-3988-2715
府中サービスセンター	〒183-0023	東京都府中市宮町1-34-14 デュオ府中 2F	042-336-1301
埼玉サービスセンター	〒354-0036	埼玉県富士見市ふじみ野東1-2-1 メローウィンド 1F	049-256-2441
船橋サービスセンター	〒274-0815	千葉県船橋市西習志野3-27-5 フォーラ北習志野 3F	047-496-2151
横浜サービスセンター	〒234-0054	神奈川県横浜市港南区港南台9-27-6 天正ビル 2F	045-830-1606
静岡サービスセンター	〒420-0852	静岡県静岡市葵区紺屋町8-13 内野ビル 5F	054-253-1125
仙台サービスセンター	〒982-0031	宮城県仙台市太白区泉崎2-26-9	022-307-3059
お客様相談窓口			
お客様相談室	〒170-6068	東京都豊島区東池袋3-1-1サンシャイン60-40F	0120-281-389

主な損害保険用語の解説

か行

【価格変動準備金】

保険会社が所有する株式・債券等の価格変動による損失に備えるため、あらかじめ積み立てる準備金のことです。

【過失相殺】

損害賠償額を算出する場合に、被害者にも過失があれば、その過失割合に応じて損害賠償額が減額されることをいいます。

【急激かつ偶然な外來の事故】

突然的に発生する予知されない出来事であり、傷害の原因が身体の外部からの作用によるものをおいいます。

例：交通事故、火災・爆発事故、運動中の打撲・骨折、転倒、作業中の事故等

【クーリング・オフ制度】

契約の取り消し請求権をいいます。損害保険の場合には、保険期間が1年を超える個人契約について、契約の申込日からその日を含め8日以内であれば契約の取り消しができることとなっています。ただし、契約によってはクーリング・オフできないものもあります。

【契約者貸付】

積立保険（貯蓄型保険）を契約している期間中、急な出費により一時的に資金が必要になった場合、保険契約を解約することなく解約返れい金の一定範囲内で資金の融資が受けられる制度です。

【契約者配当金】

積立保険（貯蓄型保険）で積立保険料部分の運用利回りが予定利率を超えた場合に、満期返れい金とあわせて保険会社から保険契約者に支払われる配当金のことです。

【契約の解除】

保険契約者または保険会社の意思により、契約が初めからなかったと同様の状態に戻すことをいいます。ただし、多くの保険約款では、契約の当初まで遡るのではなく、解除時点から将来にむかってのみ効力を生ずることとしています。

【契約の失効】

契約が将来に向かって効力を失い終了することをいいます。例えば保険で支払われない事故（戦争や暴動等）によって保険をつけていたものが滅失した場合は、契約は失効します。

【告知義務】

保険契約の申込みの際に、保険契約者が契約の条件を設定するための重要な事実を保険会社に申し出る義務をいいます。告知いただいた内容が事実と相違している場合には、保険契約が解除されることや保険金をお支払いできないことがあります。

【ご契約のしおり】

保険のご契約に際して、保険契約者が保険商品の基礎的な事項について事前に十分理解した上で契約手続きを行うことができるよう、ご契約時に配付するために作成された小冊子のことです。「ご契約のしおり」には、ご契約に際しての注意事項、ご契約後の注意事項、保険金のお支払いに関する事項、事故が起った場合の手続き等が掲載されています。

さ行

【再調達価額・時価（額）】

再調達価額とは、損害が生じた地および時において保険の対象と同一の質、用途、規模、型および能力のものを再築し、または再取得するのに要する額をいいます。これに対し時価（額）とは、再調達価額から経過年数や使用による消耗分（減価）を控除して算出した金額をいいます。

【再保険】

保険会社が危険の分散を図るため、自社の引き受けた保険契約上の責任の一部または全部を他の保険会社に転嫁するしくみを再保険といい、再保険に出すことを出再保険、再保険を引き受けることを受再保険といいます。

【事業費】

保険会社の事業上の経費で、損害保険会計では、「保険引受に係る営業費及び一般管理費」、「諸手数料及び集金費」を総称しています。

【地震保険料控除制度】

所得税法上および地方税法上、お支払いされた地震保険料に応じた一定の額を、契約者の課税所得から控除できる制度をいいます。

【質権設定】

火災保険などで、保険契約をした物件が罹災した場合の保険金請求権を被保険者（保険の補償を受けられる方）が他人に質入れすることをいいます。一般的に、住宅ローン返済中の住宅を保険の対象とした火災保険では、住宅ローンの債権者（銀行等の金融機関）が質権者となります。

【支払備金】

既に保険事故が発生しており、決算日現在、まだ支払っていない保険金について、保険会社が積み立てる引当金をいいます。

【重度後遺障害】

①両眼失明、②咀しゃく、または言語の機能の全廢、③その他身体の著しい障害により終身自用を弁ずることができない障害などをいいます。

【正味収入保険料】

元受保険料に再保険料を加減（出再保険料を控除し、受再保険料を加える）し、さらに、積立保険料を控除した保険料をいいます。

【責任準備金】

将来生じうる保険金支払いなどの保険契約上の債務に対して、保険会社が積み立てる準備金をいいます。次年度以降に属する保険期間に対応する保険料部分を積み立てる「普通責任準備金」、大規模な自然災害など異常災害に備えて積み立てる「異常危険準備金」、積立保険(貯蓄型保険)における満期返り金及びその運用益を積み立てる「払戻積立金」、「契約者配当準備金」などの種類に分けられます。

【全損・分損】

保険の対象が完全に滅失した場合(火災であれば、全焼・全壊)や修理、回収に要する費用が再調達価額(損害が生じた地および時において保険の対象と同一の質、用途、規模、型および能力のものを再築し、または再取得するのに要する額をいいます。)または時価を超えるような場合を「全損」といいます。一方、全損にいたらない部分的損害のことを「分損」といいます。

【損害保険契約者保護機構】

損害保険会社が経営破たんした場合に、破たんした保険会社の保険契約者を保護することを目的として設立された法人で、保険会社全社の加入が義務づけられています。

【損害保険料率算出機構】

「損害保険料率算出団体に関する法律」にもとづき、2002年(平成14年)7月1日から新たに業務を開始した料率算出団体です。損害保険料率算定会(1948年設立)と自動車保険料率算定会(1964年設立)が統合した特殊法人で、火災保険・傷害保険・自動車保険・介護費用保険の参考純率および自動車損害賠償責任保険・地震保険の基準料率の算出・提供、ならびに自動車損害賠償責任保険の損害調査業務を主要な業務としています。

【損害率】

収入保険料に対する支払った保険金の割合をいいます。この損害率は、保険会社の経営分析や保険料率の算出に用いられます。通常は、正味保険金に損害調査費を加えて正味保険料で除した割合を指します。

【そんぽADRセンター】

法令に基づいて国の指定を受けた「指定紛争解決機関」です。お客様と保険会社との間で損害保険に関するトラブルが起きた際に、お客様の苦情について助言をしたり、苦情の申出内容を保険会社に通知し対応を求める苦情解決手続と、一定期間を経過しても解決に至らない場合に中立・公正な立場で和解案を提示し解決に導く紛争解決手続きを実施しています。

た行**【大数(たいすう)の法則】**

サイコロを振って1の目の出る確率は、振る回数を増やすば増やすほど6分の1に近づいていきます。このように、ある独立的に起こる事象について、それが大量に観察されればある事象の発生する確率が一定値に近づくということを大数の法則といいます。個々人にとっては偶発的な事故であっても、大量に観察することによってその発生率を全体として予

測できるということになります。この法則は保険料算出上の統計的基礎になっています。

【重複保険】

同一の被保険利益について、保険期間の全部または一部を共通にする複数の保険契約が存在する場合を広義の重複保険といい、また、複数の保険契約の保険金額の合計額が再調達価額(損害が生じた地および時において保険の対象と同一の質、用途、規模、型および能力のものを再築し、または再取得するのに要する額をいいます。)または時価を超過する場合を狭義の重複保険といいます。

【通知義務】

保険契約後に契約内容に変更が生じた場合に、保険契約者または被保険者(保険の補償を受けられる方)が保険会社に連絡しなければならない義務のことです。例えば、火災保険では住居を店舗に改造したり、契約した建物を他人に売却したりした場合、自動車保険では契約した車を買い替えた場合などに通知義務が発生します。

【積立保険(貯蓄型保険)】

傷害保険などの補償機能に加え、貯蓄機能を合わせもち、満期時に一定の満期返り金が支払われる長期の保険をいいます。

は行**【被保険者】**

保険の補償を受ける人、または保険の対象になる人をいいます。保険契約者と同一の人であることもあり、別人であることもあります。

【被保険利益】

ある物(例えば家屋)に偶然の事故が発生することにより、ある人(例えば、家屋の所有者)が損害を被るおそれがある場合に、そのある人とある物との間にある利害関係を被保険利益といいます。損害保険契約は、損害に対し保険金をお支払いすることを目的とすることから、その契約が有効に成立するためには、被保険利益の存在が前提となります。

【保険価額】

被保険利益を金銭に評価した額、つまり保険事故が発生した場合に被保険者(保険の補償を受けられる方)が被る可能性のある損害の最高見積額です。

【保険期間】

保険の契約期間、すなわち保険契約において保険会社が責任を負う期間のことです。この期間内に保険事故が発生した場合に限り保険会社は保険金をお支払いする責任を負います。ただし、一部を除き、保険期間中であっても、保険料の払い込み以前に生じた損害は、保険金支払いの対象になりません。

【保険金】

保険事故により損害が生じた場合に、保険会社が支払う金銭をいい、原則として被保険者(保険の補償を受けられる方)に支払われます。

【保険金額】

保険事故が発生した場合に、保険会社がお支払いする保険金の限度額で、保険契約に際して、保険会社と保険契約者との間で定めた金額(ご契約金額)をいいます。

【保険契約者】

保険会社に保険契約の申込みをする人をいいます。契約が成立すれば、保険料の支払義務を負うことになります。

【保険契約準備金】

保険契約にもとづく保険金支払いなどの責任を果たすため、決算期末に積み立てる準備金をいいます。これには責任準備金および支払備金などがあります。

【保険事故】

保険契約において、保険会社がその事実の発生を条件として保険金のお支払いを約束した偶然の事実をいいます。火災、交通事故、人の死傷などがその例です。

【保険証券】

保険契約の成立およびその内容を証明するために、保険会社が作成して保険契約者に交付される文書をいいます。

【保険の対象】

保険をつける対象のこととて、火災保険での建物・家財、自動車保険での自動車、船舶保険での船体、貨物保険での貨物などがこれにあたります。

【保険約款】

保険契約の内容を定めたもので、保険契約者の保険料支払や告知・通知の義務、また保険会社が保険金を支払う場合の条件や支払額などについて記載されています。保険約款には、同一種類の保険契約のすべてに共通な契約内容を定めた普通保険約款と、普通保険約款の規定内容を補充・変更・限定する特別約款・特約とがあります。

【保険料】

被保険者(保険の補償を受けられる方)の被る危険を保険会社が負担するための対価として、保険契約者が保険契約にもとづいて保険会社に支払う金銭のことをいいます。

【保険料即収の原則】

保険契約時に保険料全額を領収しなければならないという原則をいいます。なお、保険料分割払契約など特に約定がある場合には、この原則は適用されません。

【保険料率の三原則】

損害保険料率算出団体に関する法律第8条において、保険料率は合理的、かつ妥当であり、また不当に差別的であつてはならないと規定されており、これらの基本原則を保険料率の三原則といいます。

ま行**【マリン保険・ノンマリン保険】**

マリン保険は、船舶保険、貨物海上保険および運送保険をいい、ノンマリン保険は、マリン保険を除くその他の損害保険、たとえば火災保険、自動車保険、傷害保険、賠償責任保険等をいいます。

【満期返れい金】

積立保険(貯蓄型保険)において、保険期間が満了し、保険料全額の払込みが完了している場合に、保険会社が保険契約者にお支払いをするお金をいい、その金額は契約時にあらかじめ定められています。

【免責】

保険金が支払われない保険契約上の事由のことです。保険会社は保険事故が発生した場合には、保険契約にもとづいて保険金支払いの義務を負いますが、特定の事由が生じた場合は例外としてその義務を免れることになっています。例えば、戦争その他の変乱によって生じた事故、保険契約者等が自ら招いた事故、地震・噴火・津波による事故などがあります。

【免責金額(自己負担額)】

一定金額以下の損害について、保険契約者または被保険者(保険の補償を受けられる方)が自己負担するものとして保険契約時に決められた金額をいいます。免責金額を超える損害については、免責金額を控除した金額をお支払いする方式と損害額の全額をお支払いする方式の2つの方式があります。

【元受収入保険料】

元受保険契約によって、保険会社が収入する保険料をいいます。

【元受正味保険料】

元受収入保険料(グロス)から諸返れい金を控除したもので、ただし、満期返れい金は控除しません。積立保険(貯蓄型保険)については収入積立保険料を含みます。

【元受保険】

再保険に対応する用語で、ある保険契約について再保険契約がなされているとき、再保険契約に対してそのある保険契約を元受保険といいます。また、保険会社が個々の契約者と契約する保険のすべてをさす場合があります。

ら行**【リスク細分型自動車保険】**

被保険者(保険の補償を受けられる方)の年齢、地域、使用目的別等のリスク(危険要因)に基づいて、保険料率を細分化した自動車保険をいいます。

**◆万が一、事故が起こつてしまつたら直ちに当社までご連絡ください。
(24時間、365日事故受付)**

◎事故受付専用ダイヤル（通話料無料）

ジコイッポウハ24ジカン
0120-251024

公衆電話を使用する際は、10円硬貨かテレfonカードを入れてから
ダイヤルしてください。（通話後、10円硬貨は戻ります。）

インターネットホームページのご案内

保険商品のご案内、コーポレートプロフィール、拠点・サービスのご案内、リクルート情報はもちろん、
当社の最新情報や保険にまつわるさまざまな話題も掲載しています。

<http://www.ins-saison.co.jp/>

セゾン自動車火災の現状 2011
2011年 7月発行

セゾン自動車火災保険株式会社
経営企画部

〒170-6068 東京都豊島区東池袋三丁目1番地1号
■ 03-3988-2711(代表)

ホームページアドレス <http://www.ins-saison.co.jp/>

